

平成29年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成29年3月7日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口一	信
3番	三岳	昇
4番	久保田和	惠
5番	毛利喜	信
6番	堀田一	徳
7番	堀池	浩
8番	波戸勇	則
9番	小谷龍一	郎
10番	高以良	壽人
11番	小田成	実
12番	福田	徹
13番	村井達	己
14番	初手安	幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度施策等の説明
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、平成29年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び波戸勇則議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から3月23日までの17日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間と決定いたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

昨年、12月26日に東彼杵道路建設促進期成会で、県知事、県議会議長へ要望活動を行いました。主な内容は、一つ、地方の道路整備に必要な財源の確保。一つ、国道205号佐世保から東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手。一つ、国道205号に係る、道路改築事業及び交通安全対策事業の整備促進。具体的に、①針尾バイパス整備促進、②川棚医療センター入り口交差点改良、③川棚町白石地区急カーブ解消対策を要望しております。

次に、1月29日に平成29年東京川棚会が開催されましたので、出席い

たしております。詳しくは、広報かわたな3月号に掲載してありますので、省略をいたします。

また、翌日の1月30日には、クアーズテック本社と日本ハムを、町長と訪問し、近況報告・意見交換等を行っております。

次に、2月20日、第68回長崎県町村議会議長会定期総会が長崎市で開催されました。総会に先立ち、自治功労者への表彰伝達が行われ、その後会務報告、議事に入り、平成29年度事業計画と歳入歳出予算、並びに会則の一部改正等の決定と「総会決議」を行い、閉会いたしております。

次に、2月21日、長崎県後期高齢者医療広域連合議会 平成29年第1回定例会が長崎市で開催され、条例の一部改正2件、平成28年度の各会計の補正予算、平成29年度各会計予算等を決定し、閉会いたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布しました「議長諸報告」が、12月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月実施分、1月実施分、2月実施分および平成28年度定期監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

(10:04)

議 長 次に、日程第4、新年度施策等の説明を行います。

町長から町政運営の所信と新年度予算の概要について、平成29年度施策等に関する町長説明書を基にした説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議 長 町長。

町 長 皆様おはようございます。本日、ここに、平成29年3月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

平成29年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正、その他の議案をご審議いただくに当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、新年度施策についての説明をさせていただきます。

まず、我が国の景気につきましては、1月の月例経済報告においては、

「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされており、長崎県内の景気についても、「全体としては緩やかな回復基調を続けている。」とされているほか、昨年12月の有効求人倍率は、1.15倍と引き続き改善しているようであります。

このような中、地方財政の指針となる平成29年度地方財政計画が、2月7日に閣議決定の上、国会に提出され、その内容が一般に公開されましたので、こうした状況を踏まえて本町の平成29年度一般会計並びに特別会計予算を編成したところであります。

平成29年度の予算編成にあたりましては、歳入においては、町税は増加が見込まれるものの、平成28年度実績において前年度よりも大きく減少した普通交付税が、平成29年度も更に減少する見込みであることから、歳入総額が前年度を下回るものと、このように見込んでおります。

また、歳出においては、近年、民生費の中の特に障害者福祉費において著しい増加が続いており、また、すでに着手している社会資本整備総合交付金事業、町道東臨港線整備事業、町道上組西部線整備事業、町道中倉線整備事業、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修事業や、三越漁港整備事業、基幹農道川棚西部地区、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げてスタートした諸施策につきましては継続して実施する必要があることに加え、厳しい財政運営が続いている国民健康保険事業特別会計には、平成29年度においても一般会計から支援をせざるを得ない状況であります。

そのようなことから、多額の財源不足が生じたので、やむを得ず基金繰入金により対応しているところであり、平成28年度に引き続き大変厳しい予算編成となっております。

新年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた第5次川棚町総合計画後期基本計画並びに「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像である、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指し、人口減少の克服に向けて、町民の皆様のご意見やご要望をお聴きしながら、各分野における諸施策を力強く展開してまいり所存でございます。

それでは、主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。福祉環境につきましては、引き続き各地区における「地域見守りネットワーク」体制の整備を図るため、援助を必要とする方々に対し、災害等発生時に適切な支援が行えるよう、自主防災組織の育成と併せて、平常時からの支援体制の充実に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ってまいります。

子育て支援の充実など少子化対策の施策につきましては、保育所の第2子無料化制度など、従来から設けている単独事業をはじめ、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業、例として挙げますと、支給対象者を小学校就学前までから中学校卒業までに拡大した「子ども医療費助成制度」、助成対象者を従来の小学生までから、中学生までに拡大したインフルエンザ予防接種費用助成事業、第3子以降の給食費の無料化、第3子以降の出生後、1歳到達時において、さらに10万円を支給する「子育て応援金」など数々の事業を平成28年度から開始しておりますが、これらにつきましては、基本的に継続して実施してまいり所存であります。

障がい者福祉につきましては、「障害者総合支援法」の理念である、地域社会における共生の実現に向けて、各種障がい福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることといたしております。

また、現行の第4期障害福祉計画が平成29年度で計画期間が満了となりますので、現行計画の検証並びに今後の動向について調査・分析を行いながら、第5次計画を策定することといたしております。

保健・医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、各種予防接種事業等に取り組んでまいります。

なお、胃がんの発がん因子の一つといわれておりますピロリ菌の早期除去を推進するため、平成29年度から新たにピロリ菌抗体検査について助成を行うことといたしております。

介護保険事業につきましては、これまで同様、安定的な運営に努め、また、現行の第6次川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が、平成29年度で期間満了となることから、現行計画の検証並びに今後の動向について、調査・分析を行いながら、第7次計画を策定することといたします。

国民健康保険事業については、平成30年度の広域化に向けて、スムーズな移行が図れるよう取り組んでまいります。

また、国保運営の安定化を図るため、財源不足に対し、平成28年度に引き続き一般会計からの繰出金により支援を行う予定としており、このことにつきましても、少しでも早く解消が図れるよう国保運営の財政健全化に努めてまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくりにつきましては、まず交通・情報ネットワークの整備につきましても、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線歩道設置事業、町道上組西部線歩道設置事業、及び町道中倉線歩道設置事業につきましては、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し実施することといたしております。

また、地域高規格道路「東彼杵道路」建設の実現に向けて、県や関係市町と連携を図りながら、国に対して要望活動を行ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の東小串地区の一部及び西小串地区の一部において污水管渠工事を進めてまいります。

また、下水道事業については、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等を図るため、平成27年度から取り組んでいる公共下水道事業特別会計の公営企業会計への移行については、平成30年度からのスムーズな適用に向けて取り組んでまいります。

町営住宅の住環境の質の向上を図るための、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し実施することといたしております。

県においては、川棚港に係る港湾環境整備事業、並びに白石地区の港湾改修事業、平島地区の海岸自然災害防止事業が予算化されておりますので、それに合わせ県営事業負担金を計上いたしております。

川棚港に係る環境整備事業については、いよいよ、本工事着工へと移行する段階となり、町民の皆さまに喜んで利用していただけるようなスポーツ施設の整備を進めてもらえるよう、今まで以上に県に要望してまいりたいと考えております。

安全・安心の確保については、農村地域防災減災事業として緊急避難路整備等の工事を実施することといたしており、平成29年度中の早期完成を目

指します。

消防に関しては、施設・装備を充実させ、消防団員の安全確保や機動性の向上を図るよう取り組んでまいります。

学校教育施設の整備に関しては、夏の猛暑対策として、各学校の普通教室に扇風機を設置し、教育環境の充実を図ります。

昨年4月に突如発生した熊本地震においては、本来災害時の拠点となるべき市町村の庁舎の損壊により行政機能が麻痺し、災害対応や復旧に著しい停滞を招いてしまったことが大きな教訓となりました。

本町の役場庁舎については、以前から建て替えが必要であるとして、平成23年度に役場庁舎建設基金を再度設置し、新庁舎の建設を検討してきたところではありますが、なかなか基金の増額を図ることができずに、建設に踏み切ることができなかったところでもあります。

しかし、今回の熊本地震の教訓を鑑みた場合、町民の生命と安全を守るための拠点となる新庁舎建設に猶予は許されないと判断したところでもあります。また、国におきましても、平成32年度までの事業に限り、耐震化が図られていない市町村の本庁舎の建替え事業等を支援する地方財政措置が創設されたことにより、平成29年度から具体的な建設に向けて取り組んでいくことにしたところでもあります。

新庁舎建設につきましては、平成29年度中において、具体的な建設計画を策定し、平成32年度までに完成するよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

町内の環境整備につきましては、各地区からたくさんの要望をいただいておりますが、財政状況が厳しいなかですべてに対応することは難しい状況でありますので、特に安全面の改善を最優先として、取り組んでいくことといたします。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育においては、従来から実施しているスーパーバイザーの活用による学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について継続するとともに、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人

員配置を行い、一人ひとりの適性に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

また、平成27年度から配置されたスクール・ソーシャル・ワーカーについても、家庭と学校との橋渡し役や調整役としての機能をより充実させ、充分な活用を図り、不登校児童・生徒等の解消に努めてまいります。

平成27年度に導入した各学校の教育用コンピュータ機器の有効活用を行い、教職員の資質向上を図りながら、児童・生徒の学力向上を推進してまいります。

また、本町の国際交流事業は、平成11年度から中学校生徒6名を中国瀋陽市へ派遣したことを皮切りに、以来、瀋陽市へ合計9回、瀋陽市から本町へのホームステイ受け入れを1回実施し、平成26年度からは訪問先をマレーシアへ変更して2回実施したところでありますが、平成28年度において、相次ぐイスラム国による無差別的テロ事件が、マレーシアにおいても発生し、生徒の安全が確保できないということから、止む無く中止の判断をしたものであります。

このことにつきましては、今までの経緯や反省点を踏まえた上で、教育委員会と協議を行い、「生徒の安全が十分確保できること。」、「安定的に事業継続が可能なこと。」を最優先に考え、これまでの中学生を対象として実施してきた国際交流事業については取り止めることとしたところであります。

そこで、新たに中学生を対象とした事業としては、国内において国際性豊かな人材育成を図ることを目的として、教育委員会が事業主体となって実施するよう見直しを図ることといたしております。

そして、町長部局において取り組む国際交流事業については、第5次川棚町総合計画後期基本計画に掲げている「外国人と住民との交流促進」を図ることとし、町内に在住する外国人と住民との交流について企画し、取り組んでまいります。

長崎がんばらんば国体後のホッケー競技の振興策として、平成28年度から開始した「わがまちスポーツ推進事業」では、今年度は、トップアスリートを招いた体験教室を開催するほか、総合型スポーツクラブと連携した事業に取り組み、町内におけるホッケー競技の拡大や活性化を図ってまいります。

す。

4、活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において振興を図るよう取り組んでまいります。

農林業につきましては、まず、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農地中間管理機構を中心に農家と連携し、農地集積・耕作放棄地解消に努めてまいります。

また、現在の農業委員の任期満了後、新たな農業委員会制度にスムーズに移行し、よりいっそうの農地等の利用の最適化に取り組むことにいたしております。

また、9月に宮城県で開催される「第11回全国和牛能力共進会」においても、本町の出品牛が第10回大会に引き続き、日本一連覇を果たすよう支援してまいります。

県営事業の基幹農道川棚西部地区については、用地交渉の難航等により、計画変更を余儀なくされておりますが、平成36年度完成を目指し、工事実施に係る地元説明会等の支援に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、引き続き、漁村再生交付金を活用して、三越漁港を整備する計画であり、平成29年度は、物揚場整備工事等を行っていく予定であります。

また、平成29年度からは、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、老朽化した漁港施設等の機能保全を図ることといたしております。

商工業の振興につきまして、企業誘致の新たな取り組みとして、長崎県産業振興財団に職員を派遣し、県及び同財団と一体となって企業誘致に取り組むことといたしております。

誘致場所は、県営港湾埋立地を予定しており、長崎県及び長崎県産業振興財団と協議を進めているところであります。

また、県営港湾の埋め立て地への企業誘致に伴い、工業用水の確保が必要であることから、水道事業において、送水管の一部で漏水が発生し、現在使用していない城山系送水管の布設替工事を計画しており、企業が進出する際には早急に対応できる給水体制を構築することといたしております。

観光事業につきましては、県の補助事業を活用して平成28年度から2箇

年度をかけて取り組んでいる「かわたな『発見・巡る旅』整備プロジェクト事業」の最終年度に当たりますが、平成29年度は、大崎海水浴場栈敷の改修工事、案内板設置工事、片島公園整備工事などを行い、今後の交流人口の拡大につなげていきたいと計画をいたしております。

12月に東京国際フォーラムにおいて開催される「町イチ村イチ2017」には、本町の特産品等を出品し、観光物産情報の発信を図ってまいります。

また、平成28年度から、さらに1名を増員した「地域おこし協力隊員」を有効に活用し、新たな視点から商工観光の振興を図りたいと計画をいたしております。

5、住民と行政がともに歩むまちづくりについて、協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会等を実施をしましたが、今後も地区や団体の要請に応じて開催してまいる所存であります。

健全で効率的な財政運営の推進につきましては、国が示した統一的な基準による地方公会計の整備を行うため、その前段として平成27年度から固定資産台帳の整備を進めてまいりましたが、平成28年度中にその整備が完了する予定であります。

そこで、平成28年度決算からは、従来の決算書に加え、国が示した統一的な基準による地方公会計、いわゆる、発生主義・複式簿記による企業会計的手法を活用した財務書類等の作成を行い、財政のマネジメント向上を図りたいと考えております。

また、自主財源の確保及び税負担の公平性を図るため、町税及び国保税の効率的な徴収対策として、滞納整理支援システムを導入し、収納率の向上を図ってまいります。

石木ダム建設事業につきましては、これまで、起業者において、地域のみなさまの理解を求めるため、意見交換会や住民説明会など、多くの機会を捉えて説明を重ねているとともに、川棚川の堤防のかさ上げなど、あらゆる代替案について比較検討され、ダム案が最も有利な方法であるという結論を得て、事業が進められてまいりました。

こうした経過を踏まえて、現在、土地収用法に係る手続を進めつつ、付替県道工事につきましても、安全に配慮しながら事業の進捗が図られているところであります。

川棚町におきましては、過去の大雨の際には洪水を繰り返してきたことから、概ね100年に一度の大雨に備える計画とされており、川棚川の抜本的な治水対策は早期に確立されなければならない課題であります。

川棚川下流域には多くの町民の皆様がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の責務でありますので、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

つづきまして、平成29年度予算と主な施策等についてご説明いたします。平成29年度予算の概要であります。一般会計におきましては、前年度比0.5%減の総額59億5,200万円となっております。

まず、歳入であります。町税は、全体として前年度比6.2%、額にして約7,000万円の増加、総額で12億900万円弱程度と見込んでおります。

地方交付税のうち普通交付税は、国の総額において減額方針が示されており、平成28年度実績をさらに下回ると見込まれておりますので、前年度当初予算額よりも6.25%程度、額にして1億3,000万円減の19億5,000万円と見込んでおります。

17款繰入金は、財源不足を補うため、基金繰入金の増額を行ったもので、前年度よりも7,755万1千円増額の2億7,000万5千円となっております。

つづきまして、歳出について、款ごとに主な事業を説明いたします。

2款総務費における主な事業としては、新庁舎を建設するため、新たに「新庁舎建設事業費」を設け、新庁舎建設検討委員会の委員謝金、視察等に要する旅費、ポーリング調査の委託料などを計上いたしております。

選挙費関係では、予定されている長崎県知事選挙の執行に要する経費を計上いたしております。

3款民生費においては、近年増加傾向が著しい障害者福祉費の各種給付費に対応して増額し、財源不足が見込まれる国民健康保険事業特別会計の不足分を補うための繰出金を「国民健康保険事業費」において計上しているほ

か、消費税率引き上げによる影響を緩和するための対策として国費で実施される「経済対策臨時福祉給付金給付事業費」を計上しているところであります。

4款衛生費における主な事業といたしましては、健康診査費において、ピロリ菌抗体検査を今回新たに検査項目として追加し、それに要する経費を計上いたしております。

6款農林水産業費においては、新たな農業委員会制度に移行することから、「農業委員会費」において、新制度に対応した予算を計上しているほか、小串トマト後継者を支援する「次代の担い手確保育成支援事業補助」を「長崎県農業振興事業費」において計上をいたしております。

また、「第11回全国和牛能力共進会」に出品する肥育農家への管理補助を「畜産振興費」において計上し、さらに、中山間ふるさと農村活性化基金を有効活用するため、今後は地元要望が多い「イノシシ緊急特別対策事業費」におけるワイヤーメッシュ等の町単独補助及び「道水路維持補修費」における畦畔改修や農道舗装に係る原材料支給に充当することとし、歳入・歳出それぞれ計上いたしております。

農道新設改良事業費においては、基幹農道川棚西部地区の県営事業費負担金を計上しているほか、農村地域防災減災事業費においては、緊急避難路棚尾線道路改良工事、極ノ水ため池整備工事など、また、漁村再生交付金事業費においては、三越物揚場整備工事を計画し、それぞれに要する工事費等を計上いたしております。

さらに平成29年度からは、国及び県の補助金を活用して老朽化した漁港等施設の維持保全を行うため、水産物供給基盤機能保全事業と海岸堤防等老朽化対策事業に取り組んでいく計画であり、調査業務や長寿命化計画策定業務に要する経費を計上しております。

7款商工費における主な事業としては、商工業振興費において、長崎県産業振興財団へ職員を派遣するための経費を計上し、観光費において、「町イチ村イチ2017」に出店する費用を観光・物産情報発信事業費において計上しているほか、「かわたな『発見・巡る旅』整備プロジェクト事業費」に大崎海水浴場栈敷席の改修工事、案内板設置工事、片島公園整備工事などに要する経費を計上いたしております。

また、観光施設事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

8 款土木費における主な事業としては、道路橋梁費においては、町単独の道路新設改良事業費において、町道野口線改良工事、町道小串新谷線改良工事に係る経費を計上しており、社会資本整備総合交付金事業としては、町道東臨港線歩道設置工事、町道上組西部線歩道設置工事、町道中倉線歩道設置工事に係る経費を計上しており、橋梁維持費においては、川棚橋及び赤岩橋の橋梁補修工事に係る経費を計上いたしております。

港湾費においては、県営事業の川棚港に係る港湾環境整備事業並びに白石地区漁港改修事業、平島地区海岸自然災害防止事業に係る地元負担金を計上いたしております。

都市計画費の公園整備費においては、片島公園の西側に駐車場用地を確保するための土地購入費を計上いたしております。

住宅費においては、建築後 20 年を経過した町営住宅新町団地について、老朽化した屋根外壁を計画的に改修して長寿命化を図るため、必要な経費を計上いたしております。

9 款消防費においては、非常備消防において、第 4 分団消防詰所の塗装工事、第 2 分団木場支隊及び第 3 分団猪乗支隊の消防可搬ポンプの更新などの経費を計上いたしております。

10 款教育費の主な事業としては、スーパーバイザー活用による学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について対象児童・生徒の増加に対応した人員配置のための経費を各学校の管理費に計上いたしております。

また、ICT 教育の特別講師を招いての教職員研修会を開催するなどの経費を事務局費において計上しております。

さらに、これまでの中学校の生徒を海外に派遣していた国際交流事業については中止をし、新たに、国際性豊かな人材育成を図ることを目的として、その基礎となる英語力の向上を図り、国内において異文化を体験することで、国際理解を深めるための「イングリッシュキャンプ事業」を中学 1 年生の生徒全員を対象として実施することとし、それに要する経費を中学校費において計上いたしております。

学校施設整備の主なものとしては、電力不足が生じている川棚小学校・川

棚中学校の電灯トランス入替工事並びに小中学校の普通教室に扇風機を設置するための工事費を各学校の施設改良費に計上しているほか、各学校図書室の図書管理システムの更新、小串小学校における特別活動室空調設備工事を予定しており、所要の額を計上いたしております。

社会教育関係の主な事業としては、「わがまちスポーツ推進事業」において、ホッケートップアスリートを講師として招聘しての体験教室を開催し、さらに総合型地域スポーツクラブと連携したナイターホッケー推進事業を実施することとし、それらに要する経費を計上しているほか、地区公民館の改修に係る補助金を計上いたしております。

また、施設面の整備として、中央公民館の老朽化した変圧器及び高圧開閉器の改修を行うための経費、図書室の図書システムの更新に要する経費を計上いたしております。

学校給食共同調理場費の主な事業としては、和え物用冷蔵庫の購入、給食センター屋上の屋上ルーフファン更新工事（5基）を予定しており、それらに要する経費を計上いたしております。

12款公債費は、前年度よりも428万7千円減の5億9,251万7千円となっております。

13款諸支出金については、第2別館横の土地の取得費を計上しております。

この土地につきましては、役場に隣接した土地であることから、以前から買い取りの交渉をしてきた経過があり、このたび、所有者から売却してもよいとの意向が示されましたので、新庁舎建設等を見据えた場合、必要であると判断し、土地取得費を計上したものであります。

以上が、平成29年度の主な内容であり、一般会計、特別会計及び企業会計の予算額は、別表のとおりであります。

町民の皆さまの福祉の向上のため、総合計画で掲げた「自然を愛し、くらし輝くまち」の実現のために、そして、総合戦略において掲げた諸施策の実行に当たり、最大限に効果を上げ、人口減少に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、平成29年度予算の概要等について

の説明とさせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件1件、平成28年度一般会計補正予算（第4回）のほか6つの特別会計補正予算、条例の一部改正1件、平成29年度の一般会計予算のほか6つの特別会計予算、一部事務組合規約の変更の件について2件、となっており、提案件数は全部で18件であります。

議案の内容につきましては、提案のつど説明をいたしますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(10 : 45)

(…休 憩…)

(10 : 55)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は5人であります。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 おはようございます。議席番号6番、堀田一徳です。3問、質問をいたします。1問目、「2025年問題」について。「2025年問題」は、昭和22年から24年にかけて出生した団塊の世代と呼ばれる人たちが、75歳に到達する平成37年（2025年）以降において、75歳以上の人口が大幅に増加することにより、介護保険及び医療保険の給付費等の急増、高齢者の増加による「老老介護」と、認知症患者の増加による「認知介護」等、様々な問題が出てくることが懸念されます。

本町でも健康寿命を延ばす事業や介護予防事業を行っていますが、安心して暮らせる社会を目指すために次の点を尋ねます。

①本町の「2025年問題」をどう認識しているのか。

②本町における「2025年問題」に係る課題を抽出し、対策を協議するため「2025年問題対策本部」の設置ができないか。

③認知症のおそれのある人は免許が更新できなくなる可能性がある。また、免許返納が増えたりして、タクシー利用の可能性が高まります。現在の

タクシー利用券の対象者と枚数を増やせないか。

2 問目、企業誘致について。平成 29 年 1 月 4 日の長崎新聞に、「雇用の拡大、定住人口の増加を目的に、川棚港の埋め立て地約 6 h a への企業誘致を推進。300 人規模の製造業工場の誘致を目指す。」と記事があり、町民の皆様も関心があるところです。真意のほどを尋ねます。また、今後の対応について尋ねます。

3 問目、ふるさと応援寄附金について。①本町の特産品を活かして、商品を多く準備して専門の委託業者に委託をされていますが、効果は出ているのか。また、商品開発や返礼品を増やす取り組みは。

②ふるさと応援寄附金のお礼状に QR コードをつけ、季節のさまざまな魅力を発信するための取り組みができないか。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀田議員からは 3 つの項目について質問がありましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、最初に「2025 年問題」についての質問にお答えをいたします。堀田議員のご指摘のとおり、「2025 年問題」が、日本が 2025 年度に本格的に直面する超高齢化社会の問題であり、高齢者の割合がこれまでにないほど高くなり、医療費、社会保障費等の課題にどう取り組んでいくかが大きな問題になると、このようなことが指摘されております。この社会の超高齢化に伴い、認知症を患う高齢者の増加、高齢者世帯の増加、死亡者数の急激な増加などの問題が生じ、また、医療費の増大に伴う財源確保の問題、介護を必要とする高齢者の増大に対する介護、医療従事者の人手不足なども問題になると、このように言われております。

このようなことから、この問題は我が国全体の問題であり、長崎県、そして本町においても同様に、大変憂慮すべき課題と、このように認識をいたしております。

続きまして、②の質問についてですが、この問題の解消を図るために本町では川棚町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築を進めているところであります。この事業では将来増えるであろう在宅で医療や介護を受ける方の生活を支えるために、医療介護、介護予防、住まい、生活支援などのサービスが立体的に提供されるよう、さまざま

まな事業を展開しているところであります。

なお、現在構築を進めている地域包括ケアシステムは、地域における医療、及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律に基づき構築するもので、平成29年度において策定する、第7期川棚町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画にも反映させ、在宅医療と介護の連携や、認知症の方への支援体制の整備、人材の育成、医師会との調整などを図り、なお一層充実したものにしていきたいと考えております。

また、医療関係では長崎県において、平成28年11月に医療法第30条の4の規定に基づき、医療計画の一部として、長崎県地域医療構想が策定されているところであります。この計画は2025年の医療需要を推計し、県域ごとに必要な病床数を定め、あるべき医療提供体制や、病床の機能の分化及び連携、在宅医療等の体制構築を推進するための必要な施策が盛り込まれております。これらの計画等によりまして、医療・介護における「2025年問題」の課題抽出や、その対策が講じられていくものと、このように理解をいたしております。したがって、「2025年問題」にかかる課題を抽出し、対策を協議するための「2025年問題対策本部」の設置は考えておりません。

次に、③についてであります。現行の生きいきタクシー利用助成事業は、対象者を75歳以上で、町民税の所得割がかからない方とし、タクシー利用券を1年あたり24枚交付しており、平成27年度決算における助成総額はおよそ800万円という状況であります。

そこで、現在のタクシー利用券対象者と枚数を増やせないかのご質問であります。国立社会保障人口問題研究所の試算した本町の75歳以上の人口は、平成32年度、これは2020年度ですが、27年度と比較して8%の増加、平成37年度、2025年には同じく23%の増加という結果が出ております。

そのようなことから、現行制度をそのまま維持することとした場合でさえ、将来的な負担の増加が避けられないものであり、それに加えて、この「2025年問題」についてご指摘のように、医療保険、及び介護保険給付費等の急増が避けられない見込みである中、本町の厳しい財政状況を考えた場合、対象者や枚数をこれ以上増やすことは、大変厳しいと判断していると

ころでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。したがいまして、現行制度を拡充する考えはありません。

次に、2番目の企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。1月4日の長崎新聞の企業誘致に関する記事について、その真意はとのご質問ですが、新聞には「県内自治体の展望と課題」というタイトルで、長崎県と県内市町村全ての今年の展望と課題について掲載されており、川棚町の欄では「製造業、工場誘致を目指す」との見出しで、企業誘致に関するこの他、庁舎の建て替えや観光、石木ダムに関することが掲載されておりました。この記事に関しましては、昨年取材を受けておりまして、昨年は定住促進、子育て支援という見出しで掲載をされたところでもあります。今回も年度末に取材を受け、その時に話をした内容を記事にされたものであり、私の今年にかける思いを記事の目線でしっかりと捉えていただき、コンパクトにまとめていただいていると、このように思っているところであります。

そこで、企業誘致の今後の対応について、その考え方を申し上げたいと存じます。議員もご承知のように、長崎県が行なった川棚港湾の埋立地には、現在11haの未利用地があり、そのうち9haが緑地公園として埋立てられたもので、残りの2haについては川棚町が購入し、都市再開発用地として使用することで、長崎県と確約をしているところであります。また、9haの緑地公園のうち、約5haについては多目的広場を整備することで、すでに長崎県において川棚港防災安全環境整備工事として事業が進められているところでありますが、残りの4haについては、その利用目的が特に決まっていない状況であります。そこで、川棚港湾の埋立地は主要道路とのアクセスも良く、上下水道、電力、光ブロードバンドなど、インフラが整っているものの、町が県に対して買い取るよう確約している約2haの都市再開発地だけでは、工場誘致をする場合、いささか狭いと感じておりましたので、先程説明した4haの未利用地と合わせて、約6haの工業団地として、確保できないかと思ひ、所有者の長崎県と協議を進めているところであります。そして、約6haの用地が確保できれば、ある程度大きい規模の製造業の誘致も可能であり、定住人口の増加につながり、人口減少に歯止めがかかるのではないかと、このように考えているところであります。しかし、今はまだそのような具体的な企業進出の話が出てきている状況ではありませ

るので、ご理解をいただきたいと存じます。

長崎県産業振興財団の話によりますと、引き続き企業進出の問い合わせがあつておりますが、県内にはまとまった用地が少なく、更に5ha以上のまとまった用地となりますと、ほとんど県内にない状況とのことであります。したがいましてこれまで以上に長崎県や、産業振興財団への働きかけや連携を行いながら、企業誘致の実現に向けて努力してまいりたいと、このように考えております。

そこで、さっそく新年の施策の説明でも触れましたが、企業誘致の専門的知識の習得と、企業誘致情報をリアルタイムで収集するため、産業振興財団に職員を派遣したいと考えており、その予算を新年度予算に計上したところであります。

次に、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。ふるさと応援寄附金につきましては、本町では平成26年度からふるさと応援寄附金に対する返礼制度を開始し、更に、ふるさと応援寄附金の拡大を図るため、平成28年度から専門サイト運営会社への委託方式に切り替えたことにより、インターネット上でも寄附の申込みができるようになり、納付についても、同じくインターネット上のクレジット決済が可能となったところであります。また、合わせて返礼品の対象となる寄附の金額も、従前の2万円以上から1万円以上に引き下げを行うとともに、返礼品の数を増やす取り組みを行い、従前の10品目から43品目に品数が増えたところであります。現在も随時事業所などを訪問するなどして、返礼品を増やすようお願いをしているところであります。

このことにより、まず第一に専門サイトを活用することで、情報の発信力が格段に向上し、本町のふるさと応援寄附金について閲覧してもらえる機会が増加したこと、次に、寄附を行う方にとって、寄附の納付や返礼品の選択など、一連の手続きが非常に便利になり、かつスピーディになったこと、そして返礼品の数が増えたことにより、寄附する方々の選択の幅が広がったなどの効果があったと、このように考えております。

そして、これらの効果をもたらした寄附の実績であります。平成27年度の決算においては、ふるさと応援寄附金の件数が77件、金額にして27万4千200円であったものが、平成29年2月末の現時点において71

9件、金額にして1,110万1,800円という状況であり、この時点で27年度決算と比較しても件数で9.3倍、金額にして4倍の増加があったというところであり、実績としても一定の成果が得られたところであります。

ふるさと応援寄附金の担当課は企画財政課であります。返礼品を増やすことについては、特産品や商品との結びつきが深い、農林水産課や地域政策課と連携しながら進めているところであり、その他地域おこし協力隊とも連携しながら展開を図り、今後もふるさと応援寄附金の拡大を図っていきたいと考えております。

そして、2点目でご提言いただきました、ふるさと応援寄附金のお礼状にQRコードをつけ、本町の季節のさまざまな魅力を発信するための取り組みができないかということにつきましては、お礼に合わせて次回の寄附につなげるような意味において、また、町のPRにつなげるような意味において、一考の余地があると思われまますので検討してみたいと考えております。

お礼状にQRコードをつけること自体は技術的にすぐできることだと思いますが、問題はQRコードに読み込ませる本町の季節のさまざまな魅力を発信するという中身づくり、いわゆるコンテンツが重要であると考えております。これにつきましては、今後もそういった分野を所管する地域政策課、農林水産課、地域おこし協力隊など、横断的に連携して、町全体のPRとして捉え、議員のご提言に沿えるようなものになるよう検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 1問目、2025年問題ですけども、大変今からですね10年先、あるいは20年先、たぶん高齢者が増えて、今おっしゃられたような現状になってくるだろうと思います。

そこでですね、対策本部の設置ができないかということで、考えるつもりはありませんということでしたけど、先程の町政報告によりますと、第7期計画あたりを策定するということですので、その中に有識者とか、関係団体、そういったものが入ってくるのかですねお尋ねをいたします。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えいたします。今後のことありますので、担当課の方

でそういった計画を具体的に持っていれば、健康推進課長から答弁させます。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 第7期の計画につきましては、通常、これまでの計画の策定につきましては、介護保険の運営協議会の委員を持って策定委員としております。その策定委員の構成でございますけれども、医師の代表、医師会から東彼歯科医師会、それから介護保険施設の代表の方、また、被保険者の代表として地区であるとか、老人クラブであるとか、婦人会であるとか、そういった方々が委員となって策定をしております。第7期の計画につきましても、同じような委員の構成で進めたいと、今のところは考えております。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういう方向で進めていただきたいと思います。この問題はどうですか、やはり長期的な考えに基づいて行っていかなければいけないと思いますので、よろしくご対応のほどお願いしたいと思います。

それから、この生きいきタクシー利用券の対象者を増やせないということですけど、確かに財政面のこともありますし、先程言われましたように、そういった介護、医療費の増加、そういったものがあるのでなかなか難しいかなと思いますけど、やはり認知症のおそれがある人が免許の更新ができない、あるいは返納をされるということで、車がないと困るということですね。やはりどこに行くにも不都合だからということで、対象者を70歳とかですね。60歳代ではあまり認知症になる方は少ないと思いますけど、70歳ぐらいであるので、年齢の対象者を増やすとかですね。

あるいは今現在、福祉タクシーがあるわけですね、タクシーのある助成制度に。福祉タクシーの場合は、在宅、重度の障がい者ですね、それから、車いす対応の障がい者だろうと思いますけど、生きいきタクシーは増やせないなら、こっちの福祉タクシーの方に該当するようにはできないんですか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。議員のおっしゃっている意味はわかりますけど、福祉タクシーは福祉の方の所管でありますので、事前通告があっておりませんので、答える準備をいたしておりません。以上でございます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 わかりました、次に行きます。2番目の企業誘致でございます。この新聞記事についてはですね、私達全議員で商工会と懇談会があった折に、そういった話が質問事項の中に出ておりました。町民が大変関心があることで、こういった製造業、300人程度の製造業工場が来るということで、本当やろうか、もう決まるとね、というふうなことがあったわけですね。しかし私達議会としては何も聞いていないということで答弁をさせてもらったわけですが、やはりこれはあくまでも町長の思いであったんですか。

議 **長** 町長。

町 **長** 先程壇上で答弁したように、私の今年にける思いを的確に記者が報道してくれたと、このように思っております。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 施政方針の中にもありましたように、そういった中で、きれいに今から企業誘致に向けて本気で取り組んでいくかなと思いますので、よろしくご対応のほどをお願いしたいと思います。

3問目、ふるさと応援寄附金について、これは先程の報告では大変業績が上がっているという、効果が上がっているということが出ておりました。それで、28年度の予算の説明の時に、委託業者をお願いをするという話がありました。その委託業者というのは、私達は聞いていないんですけど、その業者名あたりがわかっておれば教えていただきたいと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** 担当課長に答えさせます。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 業者名はトラストバンクという事業者で、このふるさと納税の返礼に関する包括委託という契約を結んでおります。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 役場の担当課の方もですね、あちこち動いてもらって、課とも連携をされて、いろいろな返礼品あたりを集めてらっしゃるということがあります。

こういった事業があるというのを、広報誌等で説明をされているかどうか

か、私もちょっと記憶にございませんけど、もし町内にまだそういった業者がいらっしゃると思うんですね。それでそういった人達にもっと呼びかけるような、広報誌で周知するとか、そういったことはできないんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** ただいまの質問については、返礼品を増やすということについての質問ではと思いますけど、それは先程壇上でも答弁しましたように、職員がそれぞれ事業所等を回って、そして拡大について努力いたしております。広報するようなもんじゃなくして、直接やっぱり職員がそこに出向いて行って、実際どういった品物ができておって、それがどのようにふるさとチョイスの中で商品としてPRしていけるか。ということで、実際、やっぱり職員が伺った方が一番いいのではないかとということで、特に広報等で知らせるということについては現在考えておりません。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 いろいろ丁寧に説明をいただきました。いろいろな対応策があると思います。全般的にはふるさと応援寄附金も効果が上がっているようです。これからもですね、もっと多くの支援者の方がですね、川棚町の魅力を発信されるようにですねお願いしたいと思います。

それと、QRコードの件ですけど、お礼状にQRコードをつけることは容易であるという、それで、ホームページあたりにリンクするような方法をしてもらおうと、そこに川棚町の季節に応じたの魅力、情報発信ができると思いますけど、ホームページをもう少しよく見られるというか、観光情報もありますけど、そういったカタログもちゃんとありますけど、その都度、その都度、季節に応じた情報をですね作っていけばいいんじゃないかと思いますが、ホームページにリンクするようなことはすぐできるんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。このQRコードというのはデンソーが以前開発したということで、二次元コードなんですね。それに対してバーコードというのが一般的に知っておりますけど、認知されておりますけど、バーコードが横にだけ情報を持っていて、QRコードについては縦にも横にも情報を持っているということで、情報量がかなり持てるということから、今これが多く活用されております。そういった中で、今議員からぜひこれをという話

があつておりますけれども、さっき言いましたように、いわゆる読み取りをするための印刷をすればすぐことはできるんですけど、その読み取りをする中でどういった情報を流していくか。現在川棚町にも、いろんな観光情報を持っておりますし、私はこの質問を聞いて、このふるさと納税に特化した何かをいわゆる発信するべきではないかということを受け止めて、答弁をしたわけでございます。

ホームページにリンクするという事だけであれば、それはすぐできるわけでございますので、それをしてもあまり、ホームページそのものを最初に見てもらえばいいわけですので、逆にふるさと納税についてもホームページから飛んでおりますので、入って行けますので、あまり議員がおっしゃることは効果がないのではないかと思います。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 それを含めて、例えば、返礼品を出展される業者の方がいらっしゃるんですよ。例えば肉だったら、長崎和牛としたら、どういった工程で作っているとか、あるいは小串トマトあたりをどういった工程で作っているとか、そういったものをビデオで撮影し、そういった情報を与えるとか、そういったことをお願いできればと思いますけど、なかなか難しい面があるんじゃないかと思います。

それと、この返礼品の中にですね、ずっと見ていたら、小串トマトがないんですね。ドレッシングはあるんですけど、小串トマトがありません。それと、アスパラもありません。そういったところはどうなっているのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。詳しい経過については担当課長から補足説明をさせますけれども、まず、小串トマトがない、アスパラガスもない、確かにありません。私も残念に思います。これらについては、すべて製品が農協に出荷されておまして、農協との交渉を進めておりますが、現時点ではまだ内諾を得ておりません。その後交渉して展開があれば、担当課長から答弁させます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 ご指摘の通り、本町の名産であります小串トマト、あるいは

アスパラ、これについてはですね、やはり目玉商品であるということで、ぜひ返礼品に提供いただきたいということでお願いはしております。ただ、これにつきましてはですね、個別に生産農家と個別契約をすることが非常に難しいということで、やるとするとしたら出荷します農協と契約になるということで、そのお願いをしているところであります。

ただ、農協の方もですね、いろいろこの手の返礼品に事業提供するということが初めてだということでですね、その辺の調整がまだうまくいっていないということです。ただ、先般いただいた情報ではですね、その辺もなんとか解消できそうだという、そういう情報まではいただいています、その辺がいつの時点で現実に契約できるのか、まだそこまでは至っていないという状況であります。ですから本町としても、やはり一番の名産ということでですね、ぜひ協力をいただきたいということで、また更にお願いをしてまいりたいと考えています。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 いろいろ答弁をいただきました。今後ですね、十分な対応をお願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

(1 1 : 3 2)

議 _____ **長** 次に、久保田和恵議員。

4 番 久 保 田 議席番号4番、久保田和恵です。通告文にしたがって質問を行います。

第1に、町民の安全、安心な暮らしについて尋ねます。①昭和43年に新設された駅前の歩道橋は、来年で50年になろうとしています。今では老朽化が進み、階段の部分は継ぎ目の部分が腐食したり、金属部分が腐食して穴が開いたり、鉄板の上に塗られたものとの間に隙間が生じて浮いている状態です。足を踏み出すのに、一瞬ためらうような怖ささえ感じます。2月の中旬には改修がなされておりましたが、あくまでも応急処置的な改修であって、改善されたとは思えません。安全であるべき歩道橋が、問題が生じてからでは取り返しがつきません。利用者数も調査しながら、思い切って撤去するのか、全面的な改装をするのか、国に要望する考えはありませんかお尋ねします。

2つ目、東臨港線が改良されたため利用する車の台数も増え、それに加え

てスピードを上げて走行する車も見受けられます。川棚川河口一帯の新しい住宅地の住民の方たちは子どもたちの登下校や、日常の安全を心配されています。子どもに限らず住民の方々の安全な日常のために、三笠化学横の歩道に渡る横断歩道を設置する考えはありませんか。

第2に、公園整備についてお尋ねします。本町の子どもたちは、4年生になったら、中央公園交通広場で自転車の乗車許可をもらう講習を受け、道路を走れるようになり、一方、少年の仲間入りをすることになります。許可証を自転車につけてもらって、ヘルメットをかぶって、誇らしそうにしている子どもたちの笑顔がとてかわいいです。しかし、楽しく講習を受ける交通広場は、白線が消えかかっている箇所が見受けられます。白線の塗り直しをする考えはありませんか。さらに、踏切の危険性を教えるために、遮断機の模型を設置する考えはありませんか。

第3に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正について尋ねます。働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるために、民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の公務員法の改正が行われました。この法案は、先の国会において、全会一致で可決されたものです。介護休業の分割取得や、介護のため労働時間短縮の新設、一般職、非常勤職員の介護休暇取得要件の拡大と、育児休業の対象となる子の範囲の見直しが行われました。しかし、昨年12月議会において提出された条例改正にはこの部分が含まれておりませんでした。本町も見直すべきではないかと考えます。町長の考えを尋ねます。以上です

議 **長** 町長。

町 **長** 久保田議員からは3つの項目についてご質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、町民の安全、安心な暮らしについてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問①の駅前歩道橋について、撤去も含め、全面的な改修を国に要望する考えはないかについてであります。国道205号、川棚町駅前交差点に設置されている横断歩道橋は、国が昭和42年度に設置したもので、設置後48年が経過をいたしております。設置されてからこの間、国においては定期点検、補修等の維持管理を実施してこられているようでありますが、最近では、議員がおっしゃったように昨年点検されており、結果は塗装や舗

装などの部分的な痛みはあるものの、橋梁の安全性では問題ないとのことから、今後も安心して利用していただけるものと、そういった見解が示されております。

また、補修につきましても、必要があれば今後計画をしていきたいというそういった考えでありました。このような状況から、国において適切に維持管理されているものと思いますので、本町から全面的な改装について、特段要望することは考えておりません。また、横断歩道橋の撤去に関しては、地元及び関係機関、並びに関係団体などの合意形成が図られない限り、難しいと勘案しておりますので、現時点において、国に対して町から撤去の要望をすることは考えておりません。

それから、長崎三笠化学横の歩道に渡る横断歩道を設置する考えはないかとのことのご質問についてであります。横断歩道の設置については、ご承知の通り、交通規制をかけますので、これは公安委員会が設置することとなります。したがって、設置できるかできないか、設置できる場合、どのように設置したらいいのか、地元、PTA、警察署などと協議をしていきたいと考えております。

次に、公園整備についてのご質問にお答えいたします。中央公園交通広場は運転コースと技能コースを配置して、昭和63年3月31日に供用を開始して29年を経過するところであり、これまで、多くの子どもたちに利用していただいておりますが、維持管理上、及び利用者等の要望により、白線の引き直しや、舗装の補修は随時実施をしてきたところであり、

ただ今ご質問の白線についてであります。現地を確認いたしましたところ、消えかかっている場所も散見されますので、今後について検討して、早急に対応したいと考えております。なお、舗装につきましても、一部では松の根が舗装を持ち上げている箇所がありますので、舗装のやり直しを含めて検討を進めたいと考えておりますが、全面改修には相当の費用がかかることから、財政状況を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、遮断機の模型の設置についてであります。現状では交通広場の利用は、川棚小学校が年2回開催している自転車教室が主であり、信号機や遮断機は交通安全協会からの借用で対応されていると聞いておりますので、現状のままでの利用をお願いしたいと、このように考えております。したがって

まして、遮断機の設置は考えておりません。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてのご質問にお答えいたします。まず、一般職における介護休暇につきましても、休暇の取得期間を継続する6ヶ月から、3回を超えない取得回数で通算して6ヶ月に改め、新たに介護時間を連続する3年の期間内に、一日につき2時間を取得できるよう条例を改正し、去る12月議会においてご決定をいただき、来る4月1日から施行するといたしております。

また、育児休業につきましても、職員の育児休業等に関する条例に規定しており、育児休業の対象となる子の範囲の規定については、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づいていますので、特に改正を行う必要はありませんでしたが、国家公務員と同様の取り扱いとなっておりません。国家公務員における非常勤職員の介護休暇及び育児休業については、介護休暇及び育児休業ともに勤務期間が1年を超えれば、それぞれ改正後の休暇が取得できることになっております。

一方、地方公共団体に雇用される非常勤職員は、地方公務員法の規定により、雇用できる期間は6ヶ月を超えない範囲とされており、更新する場合は更に6ヶ月を延長することとされておりますので、最長1年が雇用期間の限度となっております。しかしながら、本町に雇用する非常勤職員のうち、専門の資格を有する職員については、任期満了後、新たに有資格者を雇用することが非常に困難であることから、やむを得ず同じ人を雇用しており、結果的には1年以上の雇用となっているのが現状であります。これまで1年を超えて勤務する非常勤職員から介護休暇、及び育児休業の取得の申請はあっておりませんが、本町の非常勤職員が国家公務員の非常勤職員と比較して不利益とならないよう、1年を超えて勤務する場合であっても、国家公務員の非常勤職員と同様の取り扱いをする考えであります。なお、社会保険における介護給付手当金、及び育児休業手当金の給付についても、職員と同様の取り扱いをする考えであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 まず、1問目の歩道橋についてお尋ねします。私が通告の締切、2月の22日に通告文を出しましたが、町長はその後あの歩道橋を利用されましたでしょうか。

議 長 町長。

町 長 利用しておりません。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 まず、利用してみるべきだと思います。階段の下から見たらですね、鉄骨の部分は確かにまだ大丈夫だというふうに見れますけども、バス停の方から登る階段と、それから交番の前にある階段と、そちらの階段の側面に接触している部分ですね、ほとんど錆びております。そして、その鉄板には、傘の先が入るような穴が開いております。そこを子どもたちが、大人たちが利用するというのは本当に安全だと思われるのでしょうか。そして、その歩道橋の耐用年数というのはあると思いますけども、どう考えられますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 先程の質問で利用していないというのは、一般的にその歩道橋を利用していないという意味であります。今、議員の質問は利用してチェックをしてみるべきだというふうなニュアンスの発言でありましたが、それについては写真等で確認をしておりますし、現地に行って、その今おっしゃったような状況については目視をいたしております。そして、そういったなかで今の質問にお答えをするわけでありまして、問題は管理者である国土交通省がどういう判断を示しているのか、そういったことがまず第一でありますので、担当課長に国の考え方を調査して、そして先程それを基に答弁をさせていただいたわけでございます。なお、耐用年数については、担当課長の方から答弁させていただきます。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 それではお答えいたします。耐用年数の規定でいきますと、減価償却資産での金属製の橋として、耐用年数は45年。ただし、一般的には金属製の橋は耐用年数50年というふうに言われております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 今、課長の方から答弁がありましたように50年、耐用年数は45年、そして一般的には50年ということで、もうすでに48年を経過しようとしていますし、あのままで行けば取り外されるということもないんだろうと思います。あそこがですね、川棚町の中心街なんですね。それで、

あの歩道橋があることによって、景観も損なわれていると思いますし、あの歩道橋を私達も一般的にいつもいつも使うわけではありませんが、とにかく足を踏み出す時に、大丈夫なんだろうかという思いもあります。それと、あの歩道橋を高齢者の方たちが果たして使用されるかどうか。どう思われますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 今、高齢者の方、特に足が不自由な方、膝が痛い方については大変利用しづらい横断歩道橋だろうと、このように認識をいたしております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 私も壇上で言いましたようにですね、国交省を飛び越えて、これを町ができるわけではありませんので、国交省に耐用年数もうそろそろ50年を超えようとするわけですから、本当に必要であるならば、さっきも言いましたように全面的に改装をすることを言うべきだと思います。それと、本当に必要なのかどうなのか、利用者の数も調査しながらですね、撤去に踏み切るかですね。それは国交省も国のものではあっても、やはりあるべきところは川棚町の、先程も所信表明でおっしゃいましたように、町民の安全が第一っておっしゃるのであればですね、ぜひ国に対してこのところをお願いして、要望していってほしいと思います。

2番目の東臨港線の改良によって、とにかく車も増えましたし、スピードを上げている車もあります。あそこに住んでらっしゃる若いお母さんたちっていうかですね、子どもたちのために本当に心配で要望されておりますので、ここは地元とPTAと警察と協議していきたいということですので、前向きにそのように取り組んでいただきたいと思います。

それと、公園整備についてですけども、確かに、あそこは白線がはがれているところもありますし、松の根っこがですね、歩道の部分を持ち上げて危ない状況にもあります。全面的な改修では予算を伴うでしょうけども、やはり子どもたちが安全で安心な自転車の乗り方をできるようにですね、とにかく子どもたちのためにやって欲しいと思うんです。今、自転車による事故が増えて、賠償金額も発生するような事故が起きております。それで、私たちの町の子どもたちが県外に出て、就職したり学生になったりしたときも、き

ちんとした自転車の利用ができるようにですね、早急に進めて欲しいと思いますが、全面的な改修にはお金がかかるということでしたけども、どのように、どの程度の期間で改修を進められる考えなのかお尋ねします。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。今、全面的な改修についての質問がありましたが、全面的な改修についてはかなり費用もかかるので、財政状況等考えて今後検討するというので、具体的には、現在では計画があっておりません。

ただ、白線についてはですね、すぐ対応できると思いますので、そういうことで建設課、担当課には指示をいたしております。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 それでは、最後の3問目に移ります。公務員の非常勤職員の育児休暇等の改正がなされたんですけども、この時に非常勤職員の介護休暇、それから育児休暇、そういう部分も盛り込まれたわけですね。そして、それは指示を地方自治体の方に出しますということで、指示が総務大臣の方から下りて来ていると思うんですけども、そして、下りてきたからこれを盛り込もうと思ってらっしゃると思うんですけども、これを盛り込むためには、また条例改正を行わなければいけないと思うんですけども、これは、職員の場合は29年の4月、1月1日ですかね、施行するのは。ただ、この非常勤職員の人たちのはいつ盛り込む予定になるでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** 先程の条例改正については、4月1日から施行ということで間違った答弁をしておりますので、ここで1月1日から施行ということで訂正をさせていただきます。

なお、今のご質問につきましては、担当の総務課長の方から答弁をさせます。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 それでは、今のご質問にお答えをいたします。まずですね、国家公務員、それから地方公務員、これについては、私ども職員については国家公務員に準じて改正をさせていただいたところでございます。国家公務員の非常勤職員については、介護休暇、育児休暇、ともに1年以上勤務して

おれば、職員と同等の休暇を与えることができるというふうになっております。しかしながら、地方公務員においては、地方公務員法で臨時職員は半年を限度とまずして勤務させることができると。更に延長する場合には6月を限度として雇用することができる。ということは、1年以上超えて勤務することができないということでもありますので、基本的に1年を超えることができないということでもありますから、国家公務員が1年以上勤務した場合には育児休業、介護休業を取れるということではありますが、地方公務員の場合は基本的にはできないということになります。でありますから、条例に、法律を超えて定めることはまずできないだろうと、こういうふうに思っております。しかしながら、先程町長も申しましたように、本町では専門職員を雇っておりますけれども、任期が満了した後に次の有資格者の採用をすることが非常に困難であるということから、引き続いて雇用をし、1年以上やむなく雇用しているという臨時職がございます。そうは言いながら、じゃあ、介護休暇、育児休業について適用できないのか、与えられないのかということになりますけれども、これについては先程町長も申しましたように、国家公務員の非常勤職員と、地方公務員の非常勤職員の比較をして不利益ということになります。それを解消するということで、条文化しておりませんが、国家公務員と同等の対応をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 先程の町長の答弁でも、今のところ申し入れる人がいないのでということでありましたけども、もし申し出る人がいらっしゃれば、この職員の施行と一緒に、29年1月1日からスタートしているんですから、申し出があれば、それは認められるということによろしいんですね。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。議員の思っておられる通りとしたいと思います。なお、臨時職員につきましては、2ヶ月を超える臨時職員については、全て社会保険に加入をいたしております。1年を超えて、仮に介護休暇、それから育児休暇、これを取得した職員については、当然社会保険に加入しておりますので、それぞれの手当金についても、職員同等の給付を受けられると、これはもう可能でありますので、そのように取り扱いをしていきたいと、この

ように思っております。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 それに、私は先程言いましたけども、この時に出た、改正の時にですね、育児休業の対象の子の範囲の見直しも行われたと思いますが、そこ部分は指導としては下りて来ていないのでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 育児休業の子の範囲ですけれども、これは職員については12月議会での改正の中に取り込んでおります。子の範囲の臨時職員への指導と、これはあっておりません。当然国家公務員と地方公務員の差というのは先程言いましたとおりありますので、指導はあっておりませんが、12月に改正しました、子の範囲、休暇の取得の方法、こういったものと同等の取り扱いをしていきたいと、こういうふうに考えております。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 私の資料の中にはですね、この育児休業の対象となる子の範囲の中に、特別養子縁組の看護期間中の子、及び養子縁組、里親に委託されている子なども加えるというふうになってたんですけども、それは去年の12月に条例の中にはこの部分が入ってなかったと思うんですけども、このことをお尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 この部分については、先程町長も申しましたように、本町の育児休業については、育児休業に関する条例を持っております。その条文の中に、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条というこの条文を、この条例の中に折り込んで作っておりますので、条文を改正する必要が生じなかったと。でありますから、法律が改正になりますと、法律どおりの条例の適応となっていくものであります。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 わかりました。以上で終わります。

議 長 町長。

町 長 先程の横断歩道橋の撤去に関して、壇上で関係機関、並びに関係団体との合意形成が図れられない限り撤去は難しいという、そういった答弁をいたしました。少し補足をしたいと思います。実は、議員がおつ

しゃるように、私も景観があまりよろしくない、あるいは年寄も利用しづらいということは十分承知をいたしております。ただ、これについてはですねちょっと経過がありまして、実は平成8年にですね、川棚町商工会の方から国道205号川棚駅前横断陸橋を廃止して、路上に横断歩道を新設することについてという陳情が議会になされております。議会では総務委員会で審査をして、いろんな関係機関団体との意見を取りまとめて、そして結論を出されております。それをちょっと読んでみますと、人命を尊重し、安全性が最重要と認識し、駅前横断陸橋の廃止については、駅前商店街の再開発の機会が訪れた時に考えられることとし、現時点においては既存のままで存続することを結論とした。しかし、高齢者、身体障害者等の方々を思う時に、せめて駅前商店街周辺の歩道の整備、拡幅を、また、マユミビル前の横断歩道を郵便局側へ移設等についての要望は、何とか叶えてあげたい。そういった結論がなされております。その後、駅前広場整備事業が、平成9年から14年度にかけて実施をされております。その時もですね、事業主体が中心となって、川棚駅前交差点検討委員会が設置をされております。そのメンバーは国土交通省、県北振興局、警察署、各学校PTA、各種団体、商店街組合、西肥バスなどとなっております。委員会ではですね、安全確保を前提として歩道橋の撤去を望む意見が多かった、しかし、歩道橋を撤去し、横断歩道を設置した場合の西肥バス発着場所の問題があることから、関係機関との調整により、歩道橋撤去を建設省に要望するという事で、要望がなされております。しかし、建設省といたしましては、既存のバス路線との関係から、撤去できないという判断に至っております。

そういったことで、現在もそれは変わっておりませんし、それと、小中学校の通学路に横断歩道橋が活用されております。そういったことを考えますと、やはり、そういった関係者の合意形成がなければ、ただいま議員がおっしゃったことだけで、町が国土交通省に撤去の要望をするということは非常に難しいと、このようにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 撤去がなかなか難しいって言うのであれば、本当に安心できるような、見た目もよくて、安全が確保できるような、本当に応急的な措

置ではなくて、全面改装に向けた要望を出していただきたいと思います。
以上です。

(1 2 : 0 7)

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 議席番号 1 1 番、小田です。通告書にしたがい、子どもから高齢者までの身近な生活環境の取り組みについて 2 問質問いたします。

まず、子ども 1 1 0 番の家の充実についてですが、この子ども 1 1 0 番の家は、警察が所管し、各学校が地域の状況によって依頼され、設置されていますが、さらに充実させるために各機関と協議し、町も含めた取り組みを行うことが、地域の安全や事件事故防止に繋がることと考えていますので、その取り組みについて以下の点を尋ねます。

①平成 2 4 年 3 月議会の一般質問で、子ども 1 1 0 番の家の標識がどこからでも分かりやすいものにできないかとの質問を行った際の答弁では、全世帯が子ども 1 1 0 番の家という認識を持つよう進めたいとのことであったが、その取り組みはどのように進められているのか尋ねます。

②警察・学校・町、いわゆる教育委員会との連携がとれた組織とし、表示標識も分かりやすいものに改善できないか。

③地域見守りネットワーク活動が進められているが、子ども達の見守りも含めた、「地域見守り・子ども 1 1 0 番の家」という地域連携組織を作り、事件や事故防止に繋がる取り組みが出来ないか。以上、子ども 1 1 0 番の家についてはこの 3 点。

次に、厚生労働省から出されている認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの取り組みについてですが、認知症は誰でもが関わる可能性のある身近な病気であり、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を

目指すことを目標として、7つの柱に沿って推進するとあり、現在取り組んでいる事業もありますが、更にどのような取り組みをするのか尋ねます。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** それでは小田議員の質問にお答えいたします。ただいま小田議員からは、2つの項目についてご質問いただきましたが、最初の子ども110番の家の充実をという質問に対しては、1番と2番は教育長の方で答弁をし、3番について、私の方から答弁をさせていただきます。

「地域見守り・子ども110番の家」という地域連携組織を作り、子ども達の見守りも含めた取り組みができないかという、こういった趣旨のご質問だろうと思います。現在取り組んでいる、地域見守りネットワークにつきましては、地域における高齢者や、障がい者等の要援護者を、自治会を中心とした地域の皆様と町や関係機関が協力し合い、適度な関わりを持ちながら声かけなどを行ない、地域全体で見守ることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援することを目的として、町が主体となって進めている事業であります。

一方、子ども110番の家の取り組みは警察が主体となり、町、教育委員会や学校と協同して、子どもが声かけ、つきまといを始め、誘拐、痴漢、暴力などの危険を感じた時に、駆け込むことができる緊急避難所を設置するものであり、その設置は通学路沿いである店舗や、日中に在宅されている民家にその役割を担っていただいております。主に防犯対策の一環としての取り組みであると、このように認識をいたしております。したがって、地域見守りネットワークと子ども110番の家では、それぞれの取り組みの主体が異なり、また、地域見守りネットワークの取り組みでは地域の見守りの組織作り、子ども110番の家での取り組みでは緊急避難所の設置が主であり、事業の取り組み内容も異なることから、議員ご提言の2つの取り組みの地域連携組織を作ることは非常に難しいのではないかと、今このように考えております。

次に、新オレンジプランへの取り組みの質問についてお答えいたします。我が国の認知症高齢者は、2025年には約700万人と予想され、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれております。厚生労働

省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生き続けることができる社会の実現を目指し、新たに認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを12の関係府省庁と共同で平成27年1月27日に策定されたところであります。

この新オレンジプランは、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される、地域包括ケアシステムの実現を目指す中で、認知症について社会を上げた取り組みの、モデルをしていくものとされているものであります。具体的な施策としては、認知症への理解を深めるための普及啓発、容体に応じ適時・適切な医療介護の提供、認知症を患った人の介護者への支援など、7つの柱から成り立っております。そこで、本町の取り組みについてであります。介護保険の地域支援事業における認知症対策として、認知症サポーター養成講座を始め、認知症サポーターフォローアップ研修会や、脳若塾、認知症予防講演会、家族介護支援事業、地域ケア会議など、さまざまな事業に取り組んでいるところであります。認知症サポーターの養成事業におきましては平成27年度に開始し、平成28年10月末で約700人の方に受講いただいております。平成27年度からは町職員も受講しており、今年度は町議会議員の皆さんにも案内し、普及啓発を図っているところであります。また、これらの事業の他、多くの地域支援事業に取り組んでおりますが、そのほとんどの事業において何等かの形で認知症予防対策を取り入れ、事業を展開しているところであります。

今後とも地域支援事業の一層の充実をはかり、地域包括ケアシステムの一環でもあり、新オレンジプランにも載っております、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進の配置等に向け、認知症対策を進めてまいりますので、ご理解をたまわりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 私の方からは1番目と2番目のご質問にお答えしたいと思います。まず、子ども110番の家ですけど、小田議員のご指摘のとおり、各機関と町も含めた取り組みを行うことは、地域の安全や事件、事故防止につながり、また、地域の絆も深まると考えます。また、子ども110番の家の

標識がどこからでもわかりやすいものであれば、何かあった時にはすぐに逃げ込めますし、犯罪の抑止力にも大いに役立つと思います。

24年3月議会の議事録を私読ませていただきました。そこには、子ども110番の家の標識は警察署の発案でPTA等の協力の基に設置されている。警察としては看板のあり方よりも、全世帯が子ども110番の家のである。そういった認識を持っていただけるような取り組みを推進していきたい。教育委員会としては、警察署の考え方に沿った方針で取り組んでまいりたい。わかりやすい標識については、教育委員会としては考えておりませんと、このように答弁されております。

そこで、24年からの教育委員会の取り組みについて振り返ってみました。教育委員会としての子ども110番の家の働きかけ、広報、啓発については特段私としては確認ができませんでした。しかし、学校現場では子ども110番の家の地図を数年に1回作成し、毎年配布しているところでは、子ども110番の家の場所の他、地域の危険箇所も写真付きで掲載されています。この地図を作成する際に、子ども110番の家の登録につきましても、学校がPTAの地区役員を借りて登録や廃止の確認をしているところでは、

そして、この地図には「いかのおすし」という合言葉も掲載されております。「いかのおすし」とは、「いか」、行かない、知らない人には付いて行かないですね。「の」、乗らない、知らない人の誘いに乗らない、知らない人の車に乗らない。「お」、大声で叫ぶ、危なかったら大きな声で叫ぶ、怖かったら大きな声で叫ぶ。「す」、すぐ逃げる、人のいるところにすぐ逃げる、近くの家へすぐ逃げる。「し」、知らせる、周りの大人に知らせる。これを子どもたちに覚えさせ、子どもたちが事件や事故に合わないよう指導を行っているところでは、学校において集団登校班の指導の折に確認させたり、また、子供会や各地区で確認をされているところでもあります。

2番目のご質問にお答えします。現在、警察、学校、町の連携が取れた組織として、東彼地区学校警察連絡協議会という組織があります。略して学警連と言っておりますけど、この組織を活かしていけばいいのではないかと考えております。この組織は地区内の小学校、中学校、高等学校、及び警察署

が連携し、児童生徒の安全確保と生活指導を推進し、健全育成を図ることを目的として組織されているものです。この会の中で、各町の子ども110番の家の表示標識についての情報交換をしていければと考えております。

また、子ども110番の家については警察署が主体となって、町や学校と共同して店舗や民家に委託していますので、まずは警察署及び各学校で、表示標識の取替について協議していかなければならないと考えております。そして、表示標識を作成するということになりましたら、表示標識の作成についてかなりの予算が必要となってきますので、どこが費用を負担するのか、そして、どのようなものにするのか検討していきたいと考えております。子どもの安心・安全を第一に考えていかなければなりませんので、今後、警察や学校、関係機関ともよく相談し、進めていきたいと考えております。以上で私の答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 この子ども110番の家なんですけども、教育長が今学警連ですかね、そのことをお話をさせていただきましたけども、これに地区は携わっていないのでしょうか。ちょっと確認させていただきます。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 この会そのものには地区の方は関わっておりません。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 地区が関わってないということは、地区がもうちょっと関わればですね、もうちょっと、今の教育長からの答弁も更に充実したものになるんじゃないかなとちょっと考えました。それで、実際ですよ、子ども110番の家というのが設置をされておりますけども、その今の現状の看板を見てですね、実際それが現状でいいのかと、もうちょっとやっぱり改善した方がですね、子どもたちも見やすいし、安心するだろうし、また、地域の人たちもですね、更に協力が深まるのではないかというふうに考えますけども、経費がかかるというふうなことはもう私も承知しておりますが、さほどは経費というのはいかからないんじゃないかなと私は考えますけども、今の現状を改善した方がいいということはお考えでしょうか。お願いします。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 私も子ども110番の家の表示を見させていただきました。

やっぱり色が少し褪せて、看板も小さいので、もうちょっと防犯上、子どもを守るという上でいくと目立つものに、私自身も変えた方がいいのかなと思っていますところ。

それから、先程の学警連に地区が関わっていないということなんですけど、これに変わるものとして考えてみましたところ、町の方で青少年育成町民会議っていうのがあります。学警連でまずは情報を仕入れながら、この町民会議の方で、この中にはたくさんの各種、各団体が入っております。子どもたちの防犯とか、健全育成、そういったことも検討するというところでこの会となっておりますので、そういった会を活かしていけばもうちょっと子ども110番の家の標識についてもですね、検討して進められるんじゃないかなと考えているところ。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 地区の取り組みとして青少年育成町民会議、私も存じ上げておりますけども、これはやっぱりより安全なものに、子どもたちをですね、より安全を守るためにですね、教育長が率先して青少年育成町民会議の中でですね、実はこのような問題があると、子ども110番をどう考えているとかというのをですね、会議に諮っていただいて、より良きものにですね改善してもらえればと思っております。

あと、町長にお尋ねしたいんですけども、今、地域見守りの中でですね、本来の主旨は高齢者諸々の問題が主体なんですけども、やはりその中でですね、地域としては子ども達まで含めて見守り活動をしよう、やっけて行こうというふうな取り組みも若干あるように聞いております。そこでですね、あくまでも縦割りじゃなくしてですね、横の連絡を取りながら、子どもから高齢者までというふうなことをですよ、幅広く捉えていただいて、将来的には子どもから高齢者までを見守るような環境を作っていくというふうなことでですよ、子ども110番の家、それに地域の高齢者見守り、あるいはその女性見守りというふうなことをですよ、抱き合せて考えていくというふうなことは考えませんか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。縦割りの問題については、色んな場面で指摘

をされまして、確かに行政の取り組みとして一考を要する部分であります。しかし今回については、冒頭申し上げましたように、ちょっと目的が違いますので、いきなりそれを一緒にして取り組むということは非常に困難であろうということで、困難であろうという表現をして、決して否定しているものではありません。先程も言いましたように、2つの取り組みの地域連携組織を作ることは非常に難しいと、このように考えておりまして、絶対できないという表現はいたしておりません。

なぜならば、もう少しこの件についてはいろいろこれから議論をしていく必要があるのではないかと。このように考えてそういった答弁をいたしております。そういった中で、やっぱり地域見守りにつきましては要支援者、これは高齢者であるとか、あるいは障がい者であるとか、あるいはそこには子どももやっぱり要支援者という考え方が出てくるのではないかと思います。そういったことを考えますと、要支援者を日頃から把握して、そしていざという時に支援をしていくというのが基本的な考えでありますので、今後、そういった観点から研究をしてまいりたいと、このように考えております。したがって、現時点ではいきなり2つの目的が違う活動を一緒にするという事は考えておりません。以上でございます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 将来的なことも考えてですね、そういうふうな組織ができないかと、取り組めないかというのもですね、考えていただければと思います。その根底にはですね、先程町長が、施策等に関する町長説明書の中にもですね、一番最初に「健やかで安心して暮らせるまちづくり」というふうなことを第1項目に掲げられておりますので、その中をですね、大きく大枠で捉えていただいてですよ、担当部署というのは課を跨るかもしれませんが、川棚町として町全体として、そういうふうな地域の住民の安全、安心を確保していくというふうな取り組みを進めていただければと思います。

それともう1件、子ども110番の家の、ちょっと飛んで申し訳ございませんけども、標識看板がですね、今の現状ではどうしても見づらいと。警察にも問い合わせをしましたら、小さいものしかないわけですよ、そして枚数もあと数枚はあるというふうに答えをもらったんですけども、子どもを守る立場はですね、警察、教育委員会、それから町も同じだろうと思いますの

で、一つ早急にはと言いませんけども、町としてですよ、警察、学校に協力を
するじゃなくて、一緒に取り組みをしていくというふうな観点から、やっ
ぱり警察、学校、町はあまり知らんよというふうなことはだめなんじゃなか
ろうかなと思いますので、率先してですよ、早急にはと言いませんけども、
子ども110番の家という看板をですよ、町で予算化をしていただくわけに
はいきませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。看板についての予算化については考えており
ません。と言いますのは、先程も言いましたように、やっぱりこれは110
番の家というのは警察が取り組んだ事業でありますので、それを横取りして
もいけませんので、基本的には警察の方からいろんなそういった依頼等があ
れば、それは協議して今後進めることは可能でありますので、今後、110
番の家の充実について、どう警察がなさるのか、そういったことをいろいろ
聞きながら協議をしてまいりたいと思っております。

今、議員が盛んにおっしゃっているのは、確かに110番の家の看板が小
さくて見づらいということは私も承知をいたしております。波佐見町、どこ
でしたかね、幟旗などが掲げられている地区もあると聞いておりますので、
警察、それから教育委員会、十分今後協議をされたらよいのではないかと、
このように思っております。

議 **長** 小田議員。

11番小田 やっぱり子ども110番の家、子どもを守るというふうな観
点からですね、ぜひともここには町も一枚噛んでいただいでですね、町、教
育委員会、警察、地域、連携が取れたですね、見守りの家、子ども110番
の家というのを充実させていって欲しいと思います。

次に、2番目の新オレンジプランのことについて若干質問をさせていただきます。
この認知症に関する取り組みはですね、町はすでにいろんなことを
取り組んでおられます。それで、更に充実させていって欲しいというふうな
ことですね、今、認知症サポーターの養成、フォローアップ研修というの
をですね取り組まれておりますけども、町としてですね、認知症サポーター
の養成目標って言うんですかね、今、確か800何人ぐらい養成をされてお
られますけども、そのサポーターの養成目標、例えば何名ぐらいまでとかあ

ればですね、それからフォローアップ研修というのがですね、更に充実させていくことが必要じゃなかろうかなと考えておりますので、そのフォローアップ研修などの計画はどうなっているのか、また、そのサポーターの養成をですね、小学生、中学生、高校生まで広げてサポーターの養成というのを進める考えはないかということをお尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。今、認知症サポーターの養成講座について、何人ほどを目標としているのかという質問がありましたが、確か後期基本計画に目標を掲げておったと思うんですけど、ちょっと今探さきれませんので即答できませんが、あとフォローアップ研修とか、認知症サポーターについて、高校生も含めて養成をすることを考えていないかということについて、これからのことでもありますので、担当課長の方で計画を作っておればそれを答えさせます。失礼しました。サポーターのですね、養成についての目標は掲げておりません。私がちょっと失礼しました。いずれにしても、より多くの人に、講習会に参加をいただいて、そしてサポーターを養成していきたいと思えます。この認知症サポーターというのは、特別に知識を持つということではありませんで、その認知症を患った人に寄り添って、そういった目線で対応できる、対応するという、そういった役割を持ったサポーターでございますので、誰でもできるということでございますので、1人でも多くの方に研修を受けてもらい、認知症サポーターになっていただきたいとこのように考えております。あと、不足する分については担当課長の方から答弁させます。以上でございます。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 まず、認知症サポーターの目標人数ですけれども、町としては掲げてはおりません。ただ、国の方ではですね旧プランで600万人、新オレンジプランで800万人を目標としております。

それから、認知症サポーターのフォローアップ研修なんですけれども、1月に2回ほど開催をしております。今後はですね、フォローアップ研修についても今のところ29年度の計画はちょっと聞いておりませんが、できればですね今後の地域支援事業、総合事業等にこのサポーターの方々もですね、参加できるのであれば、ボランティアとして参加をしていただきたい

と、そういった部分も考えておりますので、養成講座については今後も開催をしていきたいと思っております。

それから、小中学生の方に、このサポーターの養成講座ができないかということなんですけれども、今年度におきましても、8月にですねいきがいセンターの方で、社協の方が夏休みワークキャンプということで事業をされております。そういった中でですね、このサポーターの養成講座ということで、認知症に対する理解を深めてもらうというような講座の開催がされております。今後も小学校であるとか中学校、また高校の方からですね、そういった講座、認知症の理解を深めるための講座を開いてもらいたいという要望があればですね、包括支援センターの方も対応していきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 進めて欲しいと思います。あとですね、この新オレンジプランの中でですね、認知症の人の介護者への支援というふうな分野でですね、今、各地で認知症カフェなどの設立があっておりますけれども、川棚町としてはこの認知症カフェなどの立ち上げというのはどう捉えておられるのかお願いいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長に答弁させます。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 認知症カフェにつきましては、これも認知症の方々、それから家族の方々が集まって、より所となるようなカフェ、そういったところを作るとというのが地域包括ケアシステムの一環とはなっているんですけれども、他所の町とか市とかで認知症カフェをですね、視察等をした時に、十分に機能していないという市町も見受けられます。適正な場所が川棚町のどこにあるのかとか、果たしてそれを作った時に十分な利用者が見込めるのかとか、そういった部分でも研究を進めていきたいと考えております。今のところはですね、その認知症カフェをどこにいつ頃作ると、設置するという計画は今のところございません。以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 今の認知症カフェの件なんですけれども、地区でですね、今、

見守り活動の中と、それからあと1つはサロンでですね、運営をされている地区で、今サロンを毎月1回開いておると、それに加えてですね、地区の公民館で高齢者の方、介護をする方、誰でもが参加できるようなですね、認知症カフェ的な時間帯を作ろうかなというふうな動きがあるんですけども、そのような動きが出てきた場合ですね、いろいろな指導とかはしていただけるのかお尋ねします。

議 **長** 町長。

町 **長** ぜひ、町が、職員が指導できるかどうかわかりませんが、保健師あたりで対応させていただきたいと思います。以上でございます。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 やっぱりですね、地域でも地区でも、今、例えばサロンなどを通してですね、月1回されておられるところは、もっと皆が集まってワイワイ語る場が欲しかねというふうな要望があつてですね、そしたらその認知症カフェ的なのを公民館でちょっと開いてみようか、というふうな運動を展開しようかというふうな地区も見受けられますので、ぜひともいろいろなご支援をお願いしたいと思います。

あと、この新オレンジプランを推進するにあたってですね、このような指導とか何とかをしてくださる、一番元締めになるかと思えますけれども、認知症地域支援推進委員というのを平成30年度までには全市町村が配備というか、確保しなければならないというふうに、資料ではそのようになっているんですけども、川棚の現状で、この認知症地域支援推進委員というのは確保されているのかお尋ねします。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。先程壇上で新オレンジプランにも載っております、認知症初期集中支援チームの設置や、今、議員がおっしゃった認知症地域支援推進の配置に向けて取り組んでまいります。このように答弁をしたわけでありましてけれども、これは今後のことですので、今後の取組みについて担当課の方で具体的な計画はまだだと思えますけれども、それに基づいて取り組む必要がありますので、考え方を担当課の方から申し上げたいと思います。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず、認知症地域支援推進委員の配置というのは、地域包括ケアシステムの中に大きな柱がいくつかありますけれども、その地域包括ケアシステムの中の認知症施策推進事業の中の1つということで位置付けられております。市町村ごとに地域包括支援センター、市町村認知症疾患医療センター等にこの認知症地域推進委員を配置し、連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うというのがこの認知症地域推進委員の役目とされております。この中で、今県内を見てみるとですね、10市でこの配置をすでにされております。それから残り、町で行けば1町が今現在この推進委員の配置をされているという状況であります。この推進委員につきましては、正職員でなくても、非常勤でも大丈夫ということになっておりますので、その非常勤でもう1人追加するのか、または地域包括支援センターの職員で兼務もOKとなっておりますので、この兼務でやっていけるのか、そういった部分も研究しながら、これは議員が言われたとおり、30年の4月までにはですね、すべての市町村において実施しなさいということになっておりますので、この配置については今後研究しながら30年の4月までにはですね、配置をしていきたいと考えております。以上です。

1 1 番 小 田 終わります。

(1 3 : 4 3)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(…休 憩…)

(1 3 : 5 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 8番、波戸勇則です。通告文にしたがい、町長、教育長へ質問します。

厚生労働省がまとめた平成27年度の報告によると、平成24年、日本の相対的貧困率は16.3%であり、子どもの約6人に1人が貧困状態にあることを示しています。そのうち、ひとり親世帯では相対的貧困率が54.6%と高い水準となっております。

こうした中、子ども達に温かい食事を無料又は低額で提供する「こども食

堂」が話題となっており、各地域でNPO法人やボランティアなどによる取り組みが広がっています。この「こども食堂」というのは、経済的理由で十分食事が食べられない子ども達に食事を提供する支援の場所で、栄養バランスの取れた食事を提供するほか、共働きなどにより、自宅で子どもだけで食事をするなど、大人数で食べる機会の少ない子の孤食を改善する目的があり、経済的に厳しかったり、ひとり親で食事の支度がままならなかったりと、さまざまな事情を抱えた子どもたちへ、食の問題を支援しながら改善していく活動で、2012年頃から始まり、全国的に広がっています。また、この4月からは、佐世保市に食品会社のサンプル商品や賞味期限前の食材を無償で提供する、県内で2つ目となる非営利法人のフードバンクが運営されるなど、支援の輪も広がってきています。更に、自治体が直接運営する子ども食堂や、要綱を定め、補助金を交付する自治体も増えてきています。

「こども食堂」は貧困対策だけではなく、共働き等により帰宅して子どもだけで過ごしている家庭など、子どもたちの居場所づくりや孤食の解消、地域の交流の場にも寄与することができ、孤立しがちな親子に必要な支援につながぐことも可能と考えます。そこで、次の3点について尋ねます。

①経済的に困窮した子どもたちだけでなく、すべての子どもたちに「居場所」があるということは重要であると思うが、この「こども食堂」についてどのように考えているのか。

②「こども食堂」を立ち上げようとする取り組みがある。この活動にはボランティアや食品等の寄付など、多くの方々のサポートを必要とし、資金も欠かせません。調理器具などの設備や、開設後には様々な経費が必要となるため、開設に伴う準備資金や水道光熱費などの運営に対し、補助や助成などの考えはないか。

③「こども食堂」の存在を知るには、保護者の情報収集と運営側の情報発信力が必要である。非常にデリケートなところもありますが、情報発信の一つとして小中学校で案内文の配布などのご協力をお願いできないか。

以上、3点について尋ねます。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 波戸議員の「こども食堂」についてのご質問にお答えいたします。ただいま議員からは3つの質問をいただきましたが、2番については

私の方から答弁し、1番と3番については教育長の方から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

2つ目の質問の、「こども食堂」の運営に対する補助金や助成金の考えはというご質問についてであります。 「こども食堂」については全国各地で年々取り組みが広がっているようであり、平成28年11月17日の西日本新聞の記事では、昨年10月から11月にかけて、「こども食堂」の開設状況を調べたところ、九州で117箇所、その内長崎県では10箇所が開設されているという掲載でありました。本町でも住民福祉課において、「こども食堂」の県内の開設状況を調べたところ、長崎国際大学による開設を含め、県内5つの市で10箇所となっているようであります。そして、今後の動きとして、1市1町で3箇所の開設の動きが見られるということでもあります。これに合わせ、各市町に「こども食堂」の運営主体、運営目的、運営方法や、運営にあたっての助成の状況などについて調査をしたところ、運営主体は一般社団法人、社会福祉法人、民間有志、企業など、様々となっているようであります。運営の目的については各地において詳細には把握されていませんが、共働き世帯や貧困家庭の支援、孤食の解消などを主な目的とされているようであり、その他子ども同士のふれあいの場、親同士のコミュニケーションの場、参加者を限定しない地域交流の場としての提供など、様々となっているようであります。運営方法や、運営にあたっての市からの助成の状況については、ボランティアスタッフ等の活用、無償食材、寄附金などを受けて運営されているようであり、現時点において、市で助成を予定しているところはないようであります。県内における10箇所の「こども食堂」が、それぞれの目的のもとで工夫を凝らし、取り組まれているようではありますが、あくまでもボランティア活動等による主体的な運営であるものと、このように理解をいたしております。

今後、本町でのこのような取り組みが、ボランティア活動等による主体的な運営で予定されているとした場合、議員のご質問にある運営に対する助成等については、県内他の市、町の状況を考えますと、現時点においては助成することはいかななものかと考えますので、ご理解をお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 1 番目と 3 番目のご質問にお答えしたいと思います。教育委員会としましても、すべての子どもたちにとって居場所があるということはとても重要だと考えております。現在、川棚町においても様々な方々のお力をお借りし、居場所づくりにご協力いただいているところです。放課後においては社会体育等にも所属せず、習い事に行かない子どもたちにとっては、3 箇所の学童保育があります。また、子どもたちの居場所となっている団体として、運営形態は異なりますが、栄町公民館において「ハッピーハウス」、谷山元教育長がされている「寺子屋」、社会福祉事務所の委託を受けて、生活保護家庭の子どもたちの学習支援をする「そらいろのたね」、マルキョウの向かい側にある「みんなでわはは」を教育委員会として把握していて、大変ありがたいと考えております。

次に、案内文の配布についてのご質問にお答えしたいと思います。各学校においては教材費や給食費の未納があったり、家庭訪問等で必要があると思われる場合、準要保護か生活保護の手続きをするよう勧めています。現在、小中学校に通っている家庭において、14 人が要保護、152 人が準要保護を受け、全体の 14% ぐらいの子どもたちが経済的に困っている状況にあると思われま。しかし、貧困のために食事が摂れていない子どもがいるかどうか、各学校に聞き取りをしましたところ、現状ではそういった家庭は把握していないということでした。

学校を介しての情報発信につきましては、該当の子や家庭が他の人に知れたら嫌な思いをすることも考えられます。子ども食堂ができた場合でも、経済的に困っている家庭について、案内についてはデリケートな部分もありますので、案内文の配布については慎重を期さなければならないと考えております。以上で私の答弁を終わります。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 まず、1 番目から質問をさせていただきます。今教育長からご答弁があったように、栄町とかいろんなどころで子どもたちの居場所づくりがあるということなんですが、今、先程言いました「こども食堂」という定義も枠組みも、今のところあいまいなところがありますけども、今、取り組みを準備されている方々の運営方法というのは、あまり対象者を貧困等とかに限定をせずにですね、まず、食を通して交流の促進や、地域づくりに活

かしていければということが進められているようです。

いろんなところがございませうけども、そこで行き場を長く取り組んで行けるように、行政からの後押し的なことを考えられないでしょうか。例えば、小中学校の教育委員会になるんですが、要保護、準要保護となると住民福祉課になると思いますけども、そこらへんの窓口を何課で受けていただけるという、そこまでの取り組みをお願いはできないでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** ちょっと質問の主旨がわかりませんでしたので、もう1度お願いいたします。

議 **長** 波戸議員。

8 番 波 戸 今、取り組みを立ち上げようとしているところがあるんですけども、やはりそこで役場の窓口と言いましょうか、どこに行ったらいいのかなというお尋ねとか、こういうアドバイスを受ける時にですね、教育委員会に行くのか、住民福祉課に行くのかということがちょっとわからないところがありますので、そういう窓口的なものをどちらかご指導いただければと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。当初、質問の中で、要保護、準要保護についてということがありましたけど、それについての所管は住民福祉課であります。基本的には今私が承知している「こども食堂」については、あくまでもボランティア活動でなさっているということでもありますので、それについて立ち上げたいということで、相談窓口はないかというご質問でありますけれども、さてどこでしょうと考えた時に、「こども食堂」の目的が、いわゆる貧困世帯を対象としてされているのか、あるいは議員が今おっしゃったように子どもたちの居場所づくりを含めてされているのかということから、まず状況が変わってまいりますので、そういった目的をしっかりと持っていたければ、その目的に応じて教育委員会であったり、あるいは住民福祉課であったりするのではないかと思います。以上でございます。

議 **長** 波戸議員。

8 番 波 戸 先程教育長からありましたように、この準要保護、要保護とかに限定していきますと、やはり周りの目といいますか、やりにくい部分が

あるのかなと思います。そこの「こども食堂」に通っているあの人たちは準要保護とか、保護を受けている人なんだよということが思われてはいけないと思いますので、やはり対象者は子ども全体的な形でお声掛けをしまして、その中から来ていただける方を集めるよう考えておられるようです。その中でやはり一番手を差し伸べたいところは、先程ありました、食事には困っていないということなんです、やはりどういう食事を摂っているかという内容まではわかりませんので、そこらへんの準要保護、要保護の方達に温かいご飯を食べさせてあげたいという思いがございますので、あくまで準要保護等にはこだわりはございません。あくまで対象者は子ども全体ということで進められているようです。その中でやはり一番困っている、躓いてらっしゃるのが、各地域でのいろんな形で行政側からの、何と言いますか、応援と言いましょか、そのへんがやはりある、佐世保市とかそういうところは窓口があるんですけども、川棚町でもやはり住民福祉、教育委員会どちらかで相談してきてもいいというところがあればと思って質問したところでございます。今後どのように進められていくかは当事者の方と相談させていただきまして、その都度ご相談にお伺いしたいと思っております。

次に、2番目の方で、今のところ補助をすることは難しいという答弁でしたけども、九州内で大分県、福岡市、北九州市、八女市などがですね要綱を定められまして、補助金を出しております。本町で難しいということですけども、1つのところではひとり親家庭と生活向上事業の実施要綱を活用されまして、また、違うところでは地域、子どもの未来応援交付金交付要綱を活用されて助成をされております。本町でもこれらを活用した補助や助成等を検討することはできないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。まず、教育長の方から答弁をいたしました、川棚の町内の各学校においては、そういったニーズを把握していないという状況がまずあるわけですね。そういった中で、ボランティアでそういったものを立ち上げたいとされているという、そこにちょっとずれが生じていると思います。もしこれが学校の方でそういったニーズを把握しとって、なおかつボランティアで立ち上げるとされているということであれば状況がマッチしますので、それは先に進めるべきだろうと思うんですけど、まず、

そういった状況がないので、現時点で議員の質問にどう答えていいか、今、非常に悩んでいるところであります。以上でございます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 やはり、すいません、町長が言われる通りまだ立ち上がっていないところに助成とか補助とか考えるのは時期尚早かと思います。やはり本人たちも立ち上げたいという気持ちはあるんですけども、なかなか先立つものが苦勞しているというか、寄附とかそういうので賄っているため、かなり厳しい状況だということです。また、開設するにあたりまして、やはり食事を提供することになりますので、そこでは食中毒等の保険料とかもかかってきますので、そのへんをどうしようかということで、今悩んでいるところでございます。また、立上りましたら再度ご相談に行くように伝えてはおります。

次に、3番目の、先程教育長の方からそういうプリントの配布が難しいというご答弁だったんですけども、やはり今「こども食堂」を開設されている人に聞きますと、やはり「こども食堂」に来られる方は必ずしも支援が必要な子どもたちばかりではなく、どちらかというところ普通のご家庭の子が多いというふうに聞いております。その中で、やはり手を差し伸べたいところになかなか手を差し伸べることができないというのが、何と言いますか、やる方にとっては今難しいところかなと思っております。

そういうところで、やはり子どもたちに案内文を出すところが一番難しいと書いているんですけども、そこらへんで何か教育長のところにご相談に行きまして、何か方法等を一緒に考えていくということはできますか。抽象的ですみません。

議 長 教育長。

教 育 長 まず、配布する以前に、「こども食堂」のあり方とか、こういった形態の地域づくりのためとか、親子料理教室みたいな公民館講座を開いて、孤食解消とか親子の絆を深めるとか、そういったいろんな形態についての相談をまずした方がいいんじゃないかなと。公民館、社会教育の方もありますし、いろんな婦人会とか食改善の方々もいらっしゃいますので、そういった力を借りれないかとかですね、そういった立ち上げ以前の相談の方が、私としてはありがたいなと思っています。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 わかりました。今、開設を検討されているところにそういう、今お伺いしたことを伝えまして、ご相談があればその旨伝えたいと思います。やはり、この貧困というのは非常に見えにくくてですね、人によってはさまざまであります。まず、食を通して支援をしていくことは重要であると考えております。また、子どもと保護者のニーズに対応しました点の支援から、必要に応じた面の支援につなげていくことも必要であると考えておりますので、少しでも支援の輪が広がり、民間と行政が一緒になって多くの人たちにこの問題を理解していただき、全ての子どもたちにそれぞれの夢のある未来を支援できればと思っております。以上で質問を終わります。

(1 4 : 1 7)

議 長 次に、三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。私は自治会バスの導入について町長に質問いたします。

本町の公共交通システムの一環として実施をされております生きいきタクシー利用券助成事業は、平成25年に導入され、4年余りが経過しております。この事業につきましては、おおむね好評を得ていると評価をされ、継続をされております。

生活交通維持対策協議会においては、生きいきタクシー利用券助成事業や近隣のコミュニティバス、乗り合いタクシーについても検証されているが、新たな提案はなされておられません。

一方、生きいきタクシー利用券助成事業では、利用券の交付率は高いのですが、利用率は低いエリアもあり、また学生等、75歳未満の交通弱者対策など地域公共交通システムの構築については今後の検討課題として残されていると思います。

総務厚生委員会では昨年8月に、福岡県小郡市で実施されている「自治会バス」事業について視察調査を行いました。本町においてもこの事業を導入できないかを提案するものであります。

小郡市では、廃止されました路線バスを補完するため、市が運営するコミュニティバスとは別に、地元自治会の協議会で「自治会バス」事業を展開しておられます。市から無償貸与されましたワゴン車とボランティア運転手

により運行され、利用料は「無料」で市からの補助金と自治会からの助成金で運営されております。

このように路線バスの廃止により自治会が中心となって地域住民と行政が連携し、「自治会バス」事業が導入されており、国土交通省との協議の中で「無料」とすることで道路運送法の制限がかからない運行形態となっております。

自助・共助・公助による協働の取り組みでもある「自治会バス」事業を本町の公共交通をさらに充実するために自治会と連携し、調査・研究し、導入する考えはないかをお尋ねいたします。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 三岳議員の自治会バスの導入についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘の通り、交通弱者の対策としての地域公共交通システムの構築につきましては、今後の検討課題であり、引き続き研究をしているところではありますが、現在までなかなか有効な方策を見いだせないところがあります。そのような中、ご質問にある福岡県小郡市ののぞみが丘小校区協働のまちづくり協議会による自治会バス事業は、自分達の町は自分達でつくることを基本に、自助・共助・公助による協働の取り組みの実践例であり、地域住民によるすばらしい取り組みであると、このように思います。

私も議会の総務厚生委員会の視察に同行した議会事務局職員の復命書で、この自治会バスの取り組みについての資料を拝見し、この小郡市の自治会バスがなぜ成功したのか、なぜ現在も維持しているのかを考えてみたところがあります。

その理由といたしましては、やはりその地域の自治会が共同して、地域の実情や課題を分析し、実践を持って制度を築き上げてきたからではないかと思えます。いわゆる行政主導ではなく、地域自治会主導で築き上げたからであると思いました。復命書の資料で見ると、事業スタイルはあくまでも小学校の校区内の自治会の連合体であり、行政はその事業に係る車両の提供と、運営事業費の一部について補助を行っているという位置付けであるようです。そのように、まず、地域における自助・共助の結びつき、合意形成があって初めて行政の公助で支援するという姿が望ましいのではないかと、このように考えているものであります。

以上のようなことから、本町において、小都市のような自治会バスができることは喜ばしいことであり、大変期待するものでありますが、あくまでも地域の自治会が自発性かつ実践を持って制度を構築していただくべきものと、このように存じます。もし本町においてもそのようにして構築され、地域自治会が事業主体となって継続的に運営されていく制度であれば、それに対し、小都市の例にあるような行政の支援は検討していきたいと考えているところであり、以上答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 自治会が主体的に取り組めばという答弁でありましたが、極端に言いますと、卵と鶏のようなもので、例えば、ここにですね町長も復命書を見られたということで、当初のですね導入経費というのは、行政の方がみているわけですね、バスの導入については行政が購入したという部分もございます。そして、それぞれですね維持、運営していく中で、その経費についてもですね町が補助金として交付をしているということではありますが、実はですねこれにつきましてはですね、ちょっと話が飛んでいくんですが、総務厚生委員会で視察をした後にですね、実は自治会の方に出向きまして、この事業の内容についてですね総代さんの方に説明をさせていただきました。その中で出てきたことはですね、やはり当初のですね導入経費は何百万かかるという部分と、その年間の維持コストですね、そういったものについてもですね、やはり町がですね提案と言いますか、呼びかけてくれないと自治会としても動けないということでもありますので、自治会からその提案がなされるというのはできないのではないかなと思いますので、まずは行政の方から例えばそういった自治会あたりにですね、出向いていただいて、そういうものを提案していただけないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えいたします。三岳議員はこの視察に同行されたんですか。と言いますのは、この報告書を見る限りでは、あくまでも自治会が主体的に動いて、そして行政がその支援をするというようなことでの説明を私は受けているんですが、例えば、今なぜ公共交通システムが構築できていないかということ考えた時に、行政が主導的に関わっていけば、道路交通法、

道路運送法等の規制がかかるので、なかなか現状で構築できないという課題、これは今でも、今から先でも制度が変わらない限り川棚町では難しいと思います。公共交通システムは。

しかし、本来の提案されている自治会バスにつきましては、自治会が主体的に関わって行って、いわゆる道路運送法による規制のかからない範囲で立ち上げたという、そこに意義があるのではないかと思います。そういったことで自治会が立ち上げていくとなりますと、それについての支援はやぶさかではないと、こう申し上げているわけでございます。以上でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 支援はやぶさかではないと。私も確かに同行をしました。当初のですねバスの導入経費については、行政側から出されているというふう聞いておりました、1つはですね、そういったスーパーみたいなところの提供もあっております。しかし、あとの1台についてはですね行政側が購入したというふう聞いております。それとですね、そのことは行政も協力をしていくという捉え方をします。

本町のですね、私が書いておりましたですね生活交通維持対策協議会というのがございますが、これまでのですね協議会のですね経過を見てみますとですね、現在の生きいきタクシーというのは、発足当時はですね公共交通の補完という言葉が使われていたわけですね。そして、24年から検討をされておりました、当初ですねこの生きいきタクシーというのがですね、高齢者タクシー助成制度という呼び方をこの協議会の方でされていたと思うんですね。

その生きいきタクシーが実施をされて、それ以降についてですね新たにですね、今回私の方で提案しましたこの自治会バス、例えば近隣のですね乗合タクシーとか、町営バスですね、そういったものの導入についてですね検討されたのかですね。検討された結果、提案がなされていないというのは、そういう検討をされていないのかですね、されたのかまずお聞きしたいと思うんですね。いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。三岳議員は自治会バスの導入についてのご質問を今回されております。今質問されているのは生きいきタクシーのことで

あったり、交通対策維持協議会のことであつたりということで、通告された質問と内容が異なっておりますので、答えなくてもいいのではないかと思います。1つだけ、あえて申し上げたいのは、生きいきタクシーにつきましては、公共交通システムを補完する制度として構築したという、町長がそういう発言をしたという今の発言がありました。これについては補完という言葉が補って完全にするという意味に捉えられましたので、ある議員の指摘を受けてこれは訂正をいたしております。あくまでも公共交通システムを補うという形で生きいきタクシーを運営していきたい。そういった言葉に訂正をさせていただいております。したがって、補完ということは現在では思っておりませんので、そこをまずご理解いただきたいと思います。

それから、先程も言いましたように、役場内での対策協議会はごく最近では開いてないかもしれませんが、先程冒頭で言いましたように、今の本町内の路線バスの運営形態からして、道路運送法等々の問題がありますので、この公共交通システムの構築はできない状況であると、以前説明をした状況と全く変わっておりませんので、その点についてはご理解をたまわりたいと存じます。もう少し、議会で視察をされました、自治会バスの導入についての議論をしていただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 生きいきタクシーについてもですね、今回提案したこの自治会バスについても、公共交通の一環という捉え方であろうと思うんですね。この自治会バスについてですね、先程国交省との協議の中でですね、道路運送法の制限というのがなくなるというのを申し上げたんですが、これは要するに利用料をですね無料とすることによってその制限がかからないということをお聞きしております。ですから、例えば本町においてはですね、今までは公共交通という概念からいきましてね、おそらく全町一律といいますか、川棚町を1つのエリアとして捉えて、例えばコミュニティバスとかですね、そういった発想だったと思うんですね。

しかし、今回私ども視察に行つてですね、これはもっと小さなエリアでですね、地区の地域、そういった単位でですね考えた方がですね、よりきめ細かなサービスができるんじゃないかなと、運行ができるのではないかなとい

う感想を持ちました。

そこでですね、先程町長の答弁にあったんですが、これは町もですよ関わっていただけないんですか。その点はどうなんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先程の波戸議員の一般質問と同じような問題であり、これはあくまでも行政が関わらない方がスムーズに行くと、目的が達成されるという1つのいい例でありまして、あくまでも地域で立ち上げていただくのがいいのではないかと、このように思います。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 例えば手助け的なものもしない、できないということですか。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 小郡市ではですね、地域に住んでおられる市の職員の方ですね、その方が事務局をされているんですね。ということは、直接ですね担当の部署じゃないですけどもですね、そこに住んでおられる市職員の方がその事務局をされているということで、いわゆる行政の方も関わっていただいているのかなという感想を持ちましたので、こういう自治会バスっていうですね、ものがあるよとかそういった情報提供はやはり行政がしないと、私達が、議員が行ってしたんですけども、それはちょっと担当違いかなという気もいたしました。

そして地元ですね自治会においてはですね、やはり行政に関わってもらいたいという部分を言われたんですね。というのは、先程から言いますように、当初の導入経費等についてはですね、やはり行政が負担をされているという部分がありましたので、今の質問をしたわけですが。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。まず、立ち上げに市の職員が関わって事務局長をしたというのは、それはあくまでも自治会の一員として市の職員が関わったものだというふうに私は理解をいたします。当然その地域に町の職員がおれば、そういうふうに活用してもらってもいいのではないかと思います。

ただ、あくまでもこの視察資料を読んだ限りでは、自治会が自主的に立ち

上げると、その中で町の職員なり、あるいは町が手助けという意味がよくわかりませんが、そういった立場でサポートすることは可能ではないかと思えます。以上です。

議 **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 それとですね、実はですね、そういった実際にやっているですねところをですね、本町で言う、いわゆる総代会ですね、総代会の視察等をですよそちらの方で実施をしていただけないかなという分もちょっとございますが、その点ちょっと行政の方が関わっていい、答弁できるのかどうかわかりませんが、総代会のですね年に1回ですか、視察をされている。そういった中に取り入れてもらうということはできないんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** 総務課長から答弁させます。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 それではお答えをいたします。総代会の視察につきましてはですね、2年に1度ということで開催をいたしております。視察の内容につきましてはですね、行政が主体としてもっておりません。総代会の中で協議をしていただいて、行先等も決定をしておるという状況でございますので、そういった状況になるのであればですね、そういった場所等についてはこちらの方でお知らせすることは可能だと考えております。以上です。

議 **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 その点は要望しておきます。この方式といいますか、この中身をですよあまり突っ込んでも、町長の方には資料しかないわけでしょうからですね、突っ込めないと思うんですが、何か積極的に要請と言いますか、関わってくださらないのかなと、ちょっと印象があるんですけども、どうでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。先程壇上で言いましたように、本町において小都市のような自治会バスができることは喜ばしいことであり、大変期待するものでありますが、あくまでも地域の自治会が自発的かつ実践を持って、制度を構築していただきたいとこのように存じます。だからそういうことで構築されるようであれば、当然喜ばしいことでありますので、行政としては

支援をしております。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 最終的には自治会と言いますか、そういった自治会と言いますかね、そちらの方から上がってこないかという部分ですかね、そこがちょっと受け止め方になってしまうかもしれないんですけども、例えば総代会でそういった視察等を行って、そして、実際自分達がやろうという機運が出てきて、まとまって、何地区かまとまったよという段階で行政にお願いすると。あくまでも総代会の方から上がってこないか、これについては先に進んで行かないのかなと思うんですが、その点はそういうふうに解釈をしてもよろしいですか。

議 長 町長。

町 長 三岳議員が質問されている背景が僕はわかりません。まず、議員の発言の中では、先程自治会とか、あるいはいま総代会とかという話が出てまいりましたが、どういうところでそういったところを議論されて、そして要望がなされているのか。そういった背景が少しわかってくれば答弁のしようもあるんですけど、現状ではこの自治会バスの運行について議会の方で視察をされた。その中でこういった質問があっているのだろうとこのように理解しておりますので、この小郡市のようなことで進んで行けば、大変喜ばしいことであり、町としても支援はするというそういう立場でございます。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 ちょっとしつこいようですけどもですね、じゃあそういったものについてですよ調査研究は、行政としてしていただく、例えば総代会と一緒に進めていくという部分ではなくして、あくまでも総代会の方でやりなさいよということなのかですね。

議 長 町長。

町 長 お答えします。それは先程議員の質問に総務課長が答えたように、総代会で先進地視察をしたいということであれば、そういった先例地をご紹介して、当然行政も随行していくわけですので、一緒に研究をすることは大変好ましいことだと思っております。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 必ずしもですね、この自治会バスだけが公共交通をですね補完すると、一環ということではないと思うんですが、他にですねいいシステムと言いますか、そういったものが出されればですね、別にこの自治会バスにこだわらなくてもいいんですが、一応今の現状からいけばですね、もう他に方法がないのかなという気もいたします。そういった意味ではですね、一応議会の方もですね閉会中の、総務厚生委員会の中でですね、調査事項もしております。そういった中でですね、私に言わせてもらえれば、行政側がリードをしていただいて、この自治会バスの導入に向けてですね検討をしていただけないかというふうに考えておりますので、そういった私の希望ということで、私の質問を終わりたいと思います。

(1 4 : 4 4)

議 長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

議 長 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 4 4)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 堀 池 浩

会 議 録 署 名 議 員 波 戸 勇 則